

## 特恵関税に関する原産地規則（EU）

### ブリュッセル・センター

本レポートは、欧州に進出する、または進出しようとしている日系企業が今後、EU 向けの生産拠点をどのように展開していくべきか、EU 拡大後の戦略をどのようにすべきか考える際の基礎資料である。

なお、本資料は、EU 通商法に詳しいクリストフ・ワーゼヒャー弁護士が収集、作成した資料をベースに、LINKLATERS 法律事務所パートナーである柴崎洋一弁護士、および浜中孝之弁護士に、ユーロトレンド 2003 年 11 月号で解説頂いた「特恵関税に関する原産地規則」について、全面的に更新・再執筆をお願いしたものである。

1. 総論 .....	1
2. 一般特惠関税制度 (GSP) .....	20
3. 欧州経済領域 (EEA: EU、アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン) ...	28
4. 汎欧州累積制度 (EU、EFTA、ルーマニア、ブルガリア、トルコ) .....	29
5. 西バルカン諸国 .....	31
6. 地中海諸国 (トルコ、アルジェリア、エジプト、イスラエル、ヨルダン、レバノン、モロッコ、シリア、チュニジア、パレスチナ自治政府) .....	34
7. ACP (アフリカ・カリブ海・太平洋諸国) .....	37
8. OCT (海外県・海外領土) .....	39
9. 南アフリカ共和国 .....	41
10. 南米諸国 .....	42
11. フェロー諸島 .....	45
12. セウタ、メリリャ .....	45
13. ロシア、ウクライナ .....	46
別紙 一 覧 .....	50

## 1. 総論

### (1) 「原産地」とは

#### (a) 国際取引における「原産地」

国際取引における商品の「原産地」とは、当該商品の経済的な国籍のことである。EU法では伝統的に「特惠原産地」と「非特惠原産地」とを区別して取り扱っている。

「非特惠原産地」の概念は、EU法では、通商政策措置、統計、競争入札などにおいて用いられている。非特惠原産地は、常に存在しており、通常それが「どこの国か」が問題となる。

これに対し、「特惠原産地」については、EU法では、特定国から商品を輸入する際に、特惠関税、すなわち優遇関税が適用されるか、または関税が免除されるかどうかを規定している。したがって、特惠原産地を取得する条件は、非特惠原産地に比べて通常困難であり、特惠原産地が存在しないケースが非常に多い。つまり、特惠原産地は、通常「あるかないか」が問題となり、「どこの国か」が問題になるケースは少ない。

いずれの場合も関税の商品分類がその原産地を決めるにあたって重要な要素となる。EUでは、合同関税品目分類表(CN)<sup>1</sup>によって全ての貿易商品が規定されている。したがって、商品の原産地を確定するには、その商品のCNコードを確認する必要がある。

---

<sup>1</sup> “Combined Nomenclature” または “CN” とよばれる合同関税品目分類表とは、HS分類とEUによる下位分類によって構成されている。それぞれのCNの再分類には8桁のCNコード番号が与えられており、それぞれについて説明が記載されている。CNは、関税と統計分類および共通関税に関する理事会規則EEC2658/87号

([http://europa.eu.int/smartapi/cgi/sga\\_doc?smartapi%21celexapi%21prod%21CELEXnumdoc&lg=en&numdoc=31987R2658&model=guichett](http://europa.eu.int/smartapi/cgi/sga_doc?smartapi%21celexapi%21prod%21CELEXnumdoc&lg=en&numdoc=31987R2658&model=guichett)) に基づく。同規則の別紙1の更新版は、毎年EU官報Lシリーズで欧州委員会規則として発行されており、2005年12月31日まで適用されていたものは2004年10月30日付けEU官報L327にて

(<http://europa.eu.int/eur-lex/lex/JOHtml.do?uri=OJ:L:2004:327:SOM:en:HTML>)、2006年1月1日から適用されている新版は2005年10月28日付けEU官報L286にて

(<http://europa.eu.int/eur-lex/lex/JOHtml.do?uri=OJ:L:2005:286:SOM:EN:HTML>) それぞれ公表されている。

## (b) 非特惠原産地 (Non-Preferential Origin)

### (I) 目的

「非特惠原産地」の概念は、様々な通商政策措置に用いられている。例えば、アンチダンピング課税、セーフガードによる緊急輸入措置、相殺措置、量的規制、関税率、貿易統計、公共入札、原産地表示などである。また、EU 共通農業政策 (CAP) における輸出払戻金もしばしば非特惠原産地の概念を基礎としている。

### (II) 法律規定

非特惠原産地の法律規定は、EU 関税規定 22 ないし 26 条<sup>2</sup>、および関税施行規定 35 ないし 65 条および別紙 9 ないし 11<sup>3</sup>である。

### (III) 「非特惠原産地」決定の要件

「非特惠原産地」は、2 つの基準、即ち、 単一の国で全てが産出された商品であること、 最終的かつ実質的な作業または加工が行われた商品であること、に基づいて決定される。

単一の国で「全てが産出された」(Wholly Obtained) 商品であること

「全てが産出された」とは、主に単一の国で産出された自然産品、またはかかる自然産品から全てが作られた商品を意味する。したがって、輸入された非原産材料を含む商品は含まれない。

「最終的かつ実質的な作業または加工」(Last Substantial Transformation )が

---

<sup>2</sup> EU 関税規定は、1992 年 10 月 12 日付け、EU 関税規定の制定に関する欧州理事会規則 2913/92 号に規定されている (1992 年 10 月 19 日付け EU 官報 L302、1 ページ)。最終の改正は、2005 年 4 月 13 日付け欧州議会および欧州理事会規則 648/2005 号による (2005 年 5 月 4 日付け EU 官報 L117、13 ページ)。

<sup>3</sup> 関税施行規定 (CIC) は、1993 年 7 月 2 日付け、EU 関税規定の制定に関する欧州理事会規則 2913/92 号の施行規定の制定に関する欧州委員会規則 2454/93 号に規定されている。(1993 年 10 月 11 日付け EU 官報 L253、1 ページ)。最終の改正は、2005 年 6 月 10 日付け欧州委員会規則 883/2005 号による (2005 年 6 月 11 日付け EU 官報 L148、5 ページ)。

行われた商品であること

複数の国が産出または製造に関わる商品については、かかる目的のために設備を有する事業所において、経済的に必要な最終的かつ実質的な作業または加工が行われ、その結果新しい商品が製造され、または重要な製造段階に位置する製造が行われた国を非特惠原産地とする。

特定の国から輸入される商品に対して適用される規定(アンチダンピング課税など)を迂回することが唯一の目的であることが立証され、あるいは作業または加工内容がかかる迂回を推定させる内容である場合には、原産地の地位は付与されない。例えば、仮にマレーシアの複写機についてアンチダンピング調査が行われていると仮定した場合、調査範囲はマレーシアを原産地とする複写機となる。したがって、マレーシア製の複写機の検査のみを日本で行い、これをEUに出荷したとしても、アンチダンピングの調査を免れることにはならないし、またアンチダンピング課税を賦課された場合には、同複写機にも課税されることになる。

なお、特定の商品については、以下のとおり、より具体的な特別規定が設けられている。

- 特定の商品が原産地を得るために必ず行わなければならない特定の作業または加工内容<sup>4</sup>
- 特定の作業または加工内容が規定されていないCN第11節の繊維製品のための関税分類項目の変更(CTH)ルール

CTHによれば、非原産材料に対して行われる作業または加工の結果、使用された非原産材料とは異なるCN分類の品目に変更されなければならない。<sup>5</sup>しかし、一定の作業または加工(最低作業)については、たとえCTHルールの要件を充たしていたとしても、原産地を取得することはできない。<sup>6</sup>

以上のルールが適用されない商品については、EUはWTOの見解に従って特別の作業または

---

<sup>4</sup> 関税施行規定別紙 9、11 注釈参照。

<sup>5</sup> しかし、関税施行規定別紙 10 に規定されている一定の繊維製品については、原産地を取得するためには特定の過程を得る必要がある。その規則の適用に関する説明については同規定別紙 9 参照。

<sup>6</sup> 「最低作業」のリストは、関税施行規定 38 条に規定されている。

加工過程を規定している。<sup>7</sup>複数の国が産出または製造に関与する商品に関する非特惠原産地の決定ルールの詳細については、別紙 1 を参照されたい。

## (c) 特惠原産地 (Preferential Origin)

### (I) 目的および効果

特惠原産地の資格を有する商品は、EUが自由貿易協定を締結している国または自主的に特惠関税を付与している国から輸入される際に、特惠関税率が適用される。<sup>8</sup>特惠関税とは、具体的には、関税の免除または通常的最恵国待遇 (MFN) における関税からの減税をいう。一定のケースでは、特惠関税は事前に定められた「特惠関税割当量」に限り与えられる。

日本の多くの企業の基本的・伝統的経営理念は、「良質の商品を安く作り輸出する」ことにある。EU 市場においてこれを更に発展させるためには、特惠関税制度が役に立つ。つまり特惠関税制度を利用することによって、安く作った商品を更に安く EU に輸出するという前向きなプロジェクトを可能にするのである。通商法のもうひとつの分野であるアンチダンピング制度が日系企業にとってもっぱら災難であり防戦一方の分野であるのに対して、特惠関税制度はこれを活用することによって積極的な利益を得ることができる。

どの商品がどの程度特惠関税の適用を受けるかを知るためには、各特惠関税制度を参照する必要がある。例えば、一般特惠関税制度 (GSP) <sup>9</sup>の下では、特惠関税の程度は、EUにおける同一商品の製造部門の経済的地位に及ぼす影響力によって異なり、EU域内の原産商品への影響が強く高い保護が必要なセンシティブ (Sensitive) 品目と、影響力が少なく開発途上国からの免税品とも競争することができる非センシティブ (Sensitive) 品目とで扱いが異なる。

GSP の下では、非センシティブ品目の関税は免除されるが、センシティブ品目については最恵国待遇における従価税から一律 3.5%の減税が適用される。しかし、繊維製品については 20%の減税を受けることができ、定額関税として 30%の減税を受けることもある。

---

<sup>7</sup> 1994 年の WTO 原産地規則に関する協定により、WTO における非特惠関税の原産地規則の共通化を目的とする「ハーモナイゼーション・ワークス・プログラム」(HWP) が制定された。WTO 加盟国間で HWP に関するコンセンサスが得られ次第、これらの調和規定は、全商品の非特惠関税の原産地を決定するため、EU 法の枠組みにおいて施行されることになる。

<sup>8</sup> 現行の EU の特惠関税制度のリストについては、別紙 2 参照。

<sup>9</sup> GSP の詳細については、第 2 章参照。

これらの減税は、商品の価格に応じて行われる。

また「GSP プラス」(後記第2章参照)については、センシティブ品目、非センシティブ品目いずれについても、関税が免除される。

最後に、EBA(後発開発途上国に対する武器以外の全ての政策)の下では、後発開発途上国からの武器および軍需品を除く全ての輸入商品に対して免税措置が、量的制限なく行われる。ただし、バナナ、米、砂糖については、即時完全自由化は行われていない。

(例)

	MFN	GSP	GSP Plus	EBA
<b><i>Sensitive 品目:</i></b>				
シリンダー容量が 1,000cc を超え 1500cc までの、主に人の移動用の新車およびその他の自動車(但し分類項目番号 8702 以外のもの)。ステーションワゴン、レーシングカーを含む。(CN コード 8703 22 10)	10%	6.5%(*)	0%	0%
毛羽立てられ、梳かれ、その他加工が加えられたナイロンまたは他のポリアミドの合成繊維(CN コード 5506 10 00)	4%	3.2%**)	0%	0%
<b><i>非 Sensitive 品目:</i></b>				
ビニルアクリレート共重合体およびイソパラフィンカラー顔料の分散により構成されている黒色印刷インク、液体で、そのうちビニルアクリレート共重合体およびカラー顔料の重量が 13%以下であること(CN コード 3215 11 00 10)	6.5%	0%	0%	0%
<b><i>GSP が適用されない商品:</i></b>				
非合金アルミニウム	6%	6%	6%	0%

(\*) 最恵国待遇関税率(MFN) マイナス 3.5 ポイント

(\*\*) 最恵国待遇関税率(MFN) マイナス 20% (繊維製品)

## (II) 「特恵原産地」の要件

「特恵原産地」は、特定の国からの商品が特定の基準を充たす場合に付与される。すなわち、当該国において当該商品全体が製造または産出されたか、または、当該国において特定の作業または加工が行われた場合に付与される。

特恵原産地の商品は、EU との間で自由貿易協定を締結している場合、または EU が自主的に特恵関税を付与している場合に、EU に輸入される際、関税が減税されるかまたは免除される。

特恵原産地の適用を受けるためには、当該商品が、対象国との協定による「原産地プロトコール」(Origin Protocol) において規定された条件、または EU の自主的な原産地規則において規定された条件を充たさなければならない。原産地プロトコールでは、当該商品が、

当該特恵受益国において産出または製造された原材料または部品から製造されたこと、または

当該特恵受益国において少なくとも一定の作業または加工が行われたこと、のいずれかを充たすことが必要であると規定されている。

原産地プロトコールには、原産地を取得するために行われなければならない「作業または加工リスト」が含まれている。これらの規定は一般に「リストルール」(list rules) と呼ばれている。リストルールには、当該国内の非原産材料から作られた商品がその国で原産地を取得するために必要な最低限度の作業または加工内容が規定されており、その国において当該限度を超える作業または加工が行われた場合に原産地の資格が与えられる。作業または加工要件は、EU 共通分類制度の構造 (HS 分類) を基礎として規定されている。

本書は、主に EU の特恵関税制度に重点を置くため、以下「原産地」という場合には、特に言及しない限り「特恵原産地」のことを意味することとする。

## (2) EU 特恵関税制度の概要

### (a) 一方的な特恵関税制度と、協定による特恵関税制度

EU の特恵関税制度には、一方的な特恵関税制度と、協定による特恵関税制度がある。

一方的な特恵関税制度の場合、EU は相互互惠を求めることなく自主的に特恵関税を特恵受益国に付与する。

協定による特恵関税制度または自由貿易協定の場合、協定当事国間の自由貿易協定を設立する相互互惠による合意に基づいて特恵関税が付与される。自由貿易協定は、特恵関税の適用を受ける商品の原産地を基礎として成立している。なお、EU がトルコ、アンドラ、



サンマリノと締結している関税連合協定は、商品自由流通の原則を基礎とするものであるため、本書では一部を割愛している。<sup>10</sup>

## (b) 概要

特惠関税制度は、それぞれ法的根拠を有する。一方的な特惠関税制度については欧州理事会規則または欧州委員会規則が、協定による特惠関税制度についてはそれぞれの自由貿易協定が根拠となる。(別紙2一覧表Aに、現在EUによって適用されている全ての一方的特惠関税制度を、一覧表Bに協定による特惠関税制度を列挙したので参照されたい。)

## (c) EU 原産地

原産地がEUかどうかを決定する場合、複数の加盟国が商品の製造に関与しているかどうかにかかわらず、EU全体を対象として検討しなければならない。

EU内の輸出業者およびEU加盟各国税関当局は、いずれも、事後調査確認手続(Verification)のときだけでなく、原産地を証明する際にも、原産地の資格を有するかどうかに関する情報、および商品の原材料の特徴を表す情報が必要である。このため、輸出業者への納品業者は輸出業者に対して当該原材料の原産地資格に関する「納品業者申告書」(Supplier's Declaration)という書類を渡さなければならない。税関は、同書類の作成の真正と正確性について調査確認手続を行う。<sup>11</sup>

---

<sup>10</sup> これら3カ国では、以下のとおり状況が異なることに留意されたい。

- ・トルコ：EUとトルコの関税同盟では、農作物、石炭、鉄鋼製品は対象から外されており、これらは原産地規則に基づく自由貿易協定の適用を受ける。また、トルコを原産地とする工業製品、加工農産物、石炭および鉄鋼製品は汎欧州原産地累積制度の適用を受けるが、農作物は適用を受けない。
- ・アンドラ：EUとアンドラの関税同盟はHS分類25ないし97章に適用され、他方アンドラを原産地とするEUへの輸入農作物(HS分類1ないし14)については特惠関税制度が存在する。
- ・サンマリノ：EUとサンマリノの関税同盟は、石炭および鉄鋼製品以外の全ての商品を対象としているが、原産地規則に基づく特惠関税制度はない。

<sup>11</sup> ECと一定の国との間における特惠関税貿易に適用される条項および失効することになる3351/83号EEC規則の下における、原産地証明書EUR.1の発行、Invoice DeclarationとForm EUR.2の発行、一定の認定輸出業者許可書の発行、の促進のための手続に関する2001年6月11日付け欧州理事会規則1207/2001号(2001年6月21日付EU官報L165、1ページ)参照。

## (d) ロシア・ウクライナとの合意

EUはロシアおよびウクライナとの間で貿易に関する 2 国間協定を締結している。<sup>12</sup>しかし、この協定は特惠原産地に関するものではなく、本来の意味でいう自由貿易協定ではない。<sup>13</sup>

## (3) EU の特惠原産地制度に共通する規定

EU の特惠原産地制度はいずれも同じ目的を有するが、その内容は異なる。したがって、それぞれの制度の全体像を把握するには、本書の第 1 章の総論と、第 2 ないし 13 章の各論の双方を参照されたい。EU の特惠原産地制度に共通する主要規定は、以下の通りである。

### (a) 原産地

商品が、特惠関税の適用国において 「全て産出された」か、あるいは、「十分な作業または加工」が行われた場合に、当該国の原産地を取得することができ、関税が減税または免税される。

「全て産出された」商品とは、主に特惠関税適用国の自然産品またはかかる自然産品だけから作られた商品を意味する。したがって、「全て産出された」商品には、当該国で産出されていない輸入原材料や輸入部材は含まれない。

非原産材料や非原産部材が完成品に含まれている場合には、完成品の原産地を取得するためには、その国で「十分な作業または加工」が行われなければならない。「十分な作業または加工」とは、いわゆる「リストルール」の記載事項に従って十分な作業が行われることを意味する。

「リストルール」とは、当該国が製造品について原産地を取得するために必要な「十分な作業または加工」のリストであり、<sup>14</sup>各特惠関税規定に添付されている。リストルールは、共通分類制度（HS分類）<sup>15</sup>に基づいており、各商品分類項目（表第 1 列）毎に必要な作業または加工の内容が記載されている（表第 3 列）。

商品分類項目には、1 章全ての商品を指す場合、1 項目全ての商品を指す場合、数項目全

---

<sup>12</sup> 概要については、別紙 3 参照。

<sup>13</sup> 第 13 章参照。

<sup>14</sup> 吸収ルール、ロールアップルールについては、1-3-3 参照。

<sup>15</sup> 脚注 1 参照。

ての商品を指す場合、またはこれらの内の特定の一部分の商品だけを指す場合（下位の商品分類項目）がある。下位の商品分類項目の場合、表第 2 列目に記載されている商品にのみ適用される。

表第 3 および 4 列の両方に規則が記載されている場合には、輸出業者はこれらの列に記載されているいずれかの規則を選択して適用することができる。表第 4 列に何も記載されていない場合には、表第 3 列に記載されている規則が適用される。<sup>16</sup>

リストルールを適用するには、以下の手順を踏まなければならない。

(I) 完成品の関税コードの分類項目を特定する。

(II) 完成品が、表第 3 または 4 列に記載されている加工が行われているかどうか確認する。

(III) そのような加工が行われていない場合であっても、非原産材料の価値が「一般許容ルール」を超えない場合には、なお原産地を取得することができる可能性がある。<sup>17</sup>

一般的な作業または加工の要件としては、以下のものがある。

(ア) 全て当該国で産出された原材料だけを使用して製造していること

(例) HS 分類項目第 3 章の魚貝類製品の場合、全て当該国で産出された原材料を用いて製造されることが必要とされている。

(イ) ある特定の商品分類項目の非原産材料が使用されているか、あるいはかかる原材料に作業または加工が施されていないこと

(例) HS 分類項目 Ex2104 のスープ類製品の場合、2002 ないし 2005 の加工野菜または保存野菜以外の商品を原材料として製造することが必要とされている。

(ウ) 特定の作業または加工が行われていること

(例) HS 分類項目 5905 壁装繊維の場合、糸糸からの製造が必要とされている。

(エ) 製造過程において一定の割合以上の価値が付加されたか、または原材料の価値が一定の割合を超えていないこと

(例) HS 分類項目 8529 ビデオ用部品の場合、製造過程で使用された全ての非原産材料の価値が、商品の工場渡し価格の 40% を超えてはならないとされている。

(オ) 複数のルールの重畳適用

(例) HS 分類項目 2202 の甘味料を加えた飲料水（2009 の果実・野菜ジュースを除く）

---

<sup>16</sup> 別紙 4 のリストルールの例参照。

<sup>17</sup> 1-3-5 参照。

の場合、原材料の種類、原材料の使用割合、その原産地など複数の要件が課せられている。

#### (カ) 複数のルールの選択的適用

(例) HS 分類項目 7013 の食卓、台所、トイレ、オフィス、室内装飾その他用のガラス製品 (7010 または 7018 を除く) の場合、原材料の種類、加工内容に応じた原材料使用割合などの要件のうち、いずれかひとつを充たすことが必要とされている。

なお、別紙 4 に、上記リストルールの要件の実例を記載したので参照されたい。この他にもリストルールは存在しており、また各要件が重畳的に適用されることもあることから、常に該当するリストルールを参照し、当該自由貿易協定の下で、当該商品にはどのルールが適用されるのかを確認することが必要である。<sup>18</sup>

#### (b) 累積ルール (Cumulation)

「累積ルール」とは、A国の原産品が、さらにB国で作業または加工された場合に、B国が原産国であるとみなす制度である。この場合、完成品について、「リストルール」に規定されている十分な作業または加工がB国において行われていなくても、B国が原産国の地位を得ることができる。<sup>19</sup>累積ルールは、同じ原産地規則が適用される国の間でのみ適用される。

累積ルールには、以下の 4 つの種類がある。

##### (I) 2 国間累積 (Bilateral Cumulation)

「2 国間累積」は、最も典型的な累積ルールであり、全ての EU 原産地規則に共通する制度である。2 国間累積は、EU と、自由貿易協定国または自主的特恵関税が付与された特恵受益国との間で適用される。原産品または原産材料だけに適用される。

(例) EU が原産地であるリネン布が、ルーマニアに輸出され、そこで衣類が製造され、EU に輸出された場合。EU とルーマニア間の 2 国間累積ルールの適用により、リネン布がルーマニア原産品として扱われ、完成品である衣類の原産地がルーマニアとして扱われることにより、EU への輸入の際、関税が減税または免除される。

---

<sup>18</sup> 現在のEU特恵関税制度のリストとして、別紙 2 参照。

<sup>19</sup> しかし、作業または加工は「最低作業」のレベルを超えるものであることを要する。1-3-4 参照。

## (II) 多国籍累積 ( Diagonal Cumulation )

「多国籍累積」とは、同じ原産地規則と累積ルールを有する自由貿易協定の2以上の当事国間で適用されるものをいう。具体的には、A、B、Cの3国が、それぞれ相互に2国間協定によって同じ原産地規則と累積ルールを締結している場合には、BおよびCの原産品をA国の原産品として扱うことができる。

2国間累積と同じように、原産品または原産原材料だけに適用される。多国籍累積は、EUと所謂「汎欧州累積地域」諸国との間で適用される。<sup>20</sup>

(例)EUは、エジプト、チュニジア、モロッコとの間でそれぞれ連合協定を締結している。エジプト、チュニジアおよびモロッコは、それぞれの間で同様の累積制度および原産地規則を規定している協定を締結している。したがって、エジプトは、モロッコまたはチュニジアを原産地とする商品を加工してエジプトを原産地とする商品を製造し、EUに輸出することができる。

## (III) 地域累積 ( Regional Cumulation )

「地域累積」とは、多国籍累積の一形態であり、GSPの下においてのみ存在し、ASEANなどの地域的特恵受益国グループ間で適用されるものをいう。

## (IV) 全累積 ( Full Cumulation )

「全累積」とは、協定当事国の領域において行われる非原産品への作業または加工の全てを加算して考慮に入れることができる累積制度である。

全累積以外の全ての累積ルールでは、作業または加工は当該当事国の原産品に対して行われることが必要である。これに対して全累積の場合は、完成品が原産地を取得するためには、リストルールに規定されている作業または加工が同地域内で行われることは必要とされるが、その際非原産材料に対する作業または加工内容についても適用の対象となる。

全累積は、EUと、例えばEEA諸国、マグレブ諸国、OCT諸国、ACP諸国との間で適用される。

<sup>21</sup>

(例)エジプトを原産地とする100%綿糸がポルトガルに輸入され、綿生地が製造された

---

<sup>20</sup> 第4章参照。

<sup>21</sup> 概要については、別紙2参照。

場合、原産地規則によれば生地は繊維から製造することが必要とされていることから、ポルトガルを原産地とすることはできない。しかし、この生地がポルトガルからノルウェーに更に輸出され、衣類が製造された場合、EEA 内において 2 つの加工が行われたことによって、ポルトガルで行われた加工がノルウェーにおける加工に加算され、その衣類はノルウェーを原産地とする資格を得ることができるようになる。

これらの累積ルールの適用例については、別紙 5 を参照されたい。

### (c) 吸収ルールまたはロールアップルール (Absorption or Roll-up Rule)

「吸収ルール」または「ロールアップルール」は、適用されるリストルールに従って原産地を取得した中間財については、中間財がその後加工されて出来上がった商品の原産地を決定する際においても、中間財の原産地をもって、最終商品の原産地であるとするルールである。すなわち、一度中間財が原産地の資格を取得した場合には、その製造に用いられた非原産材料は原産品に「吸収」され、中間財がその後加工されて出来上がった商品の原産地を決定する際には、その非原産地性はもはや考慮されないとするルールである。

吸収ルールは、リストルールの規定に基づくものであり、特定のリストルールが適用される商品の製造に使用された非原産材料にのみ適用される。吸収ルールは、特に、加工品に適用されるリストルールが付加価値ルール<sup>22</sup>である場合に特に重要である。付加価値ルールを適用するにあたり、中間財に使用された非原産材料の価値は、その後の加工の過程においては考慮されないため、最終商品に使用されている非原産材料の全体に占める割合を減少させることができ、より容易に原産地を取得することができることになる。

吸収ルールは、日系企業にとって非常に重要である。例えば、半導体の材料の一部に日本を原産地とする部品が使用されていたとしても、半導体の原産地がマレーシアと認められた場合には、その後その半導体を組み込んだテレビをマレーシアで製造する場合には、日本の原産部分がマレーシア原産部分に吸収され、その半導体全体がマレーシアの原産材料として扱われる。つまりこのルールが適用されることによって、日本から調達した材料・部品を利用して海外で生産を行い EU に輸入する場合においても、容易に特惠関税の適用を受けることができる訳である。より詳しい適用例については、別紙 5 を参照されたい。

### (d) 最低作業 (Minimal Operations)

「最低作業」とは、その重要性が低いいため原産地資格を付与することができないレベル

---

<sup>22</sup> 例については、別紙 4 参照。

の作業または加工のことをいう。したがって、当該国における作業または加工がリストルールの要件を充たしていたとしても、かかる作業または加工が「最低作業」である場合には、完成品にその国の原産地の資格を付与することはできない。

更に、累積制度の下では、作業または加工は、必ずしも当該リストルールの要件を充たす必要はないが、「最低作業」のレベルを超えなければならない。

## (e) 一般許容ルール (General Tolerance Rule)

「一般許容ルール」とは、製造者が非原産材料を完成品の工場渡し価格の一定の割合まで使用することを認める制度である。しかし、適用されるリストルールがすでに非原産材料の使用を許容している場合には、リストルールに規定されている一定の割合を超えて、一般許容ルールを適用することはできず、リストルールの割合が常に最大となる。一般許容ルールの割合は、特惠関税制度毎に異なる。

なお、一般許容ルールは、HS 分類第 50 ないし 63 章の繊維品には適用されず、リストルールの冒頭の注意書きに繊維に関する特別の一般許容ルールが規定されている。

## (f) 関税還付禁止ルール (No-Drawback Rule)

「関税還付」とは、輸入品に関して既に支払われた関税を払い戻すことである。「関税還付禁止」とは、第三国の原材料に適用される関税の支払いを確保するために関税還付を禁止することをいう。従来中欧諸国など、投資招聘国では、輸入材料に適用される関税の還付または免除を行っていた国が存在した。これについては、EU の生産者が EU 外からの輸入原材料につき関税を支払わなければならないことと比べて均衡を失すとの批判があった。関税還付禁止ルールによって、市場間の不公正な競争を防止することができる。

しかし、非原産材料への関税が EU 内の関税と比べて著しく高い国の場合には、関税協定において一定の期間に限り一部関税還付を認めるものがある。

## (g) 属地主義 (Territoriality)

「属地主義」とは、自由貿易協定の当事国の領域内において作業または加工が行われることが必要であるという原則である。

しかし、今日の製造工程は地理的に分業化される傾向があるため、製造工程の中には、自由貿易協定の当事国以外の国で行われなければならないものがある。そのため、自由貿易協定の中には一定の条件の下で領域外での作業または加工を行うことを許容するものがある。ただし、かかる条件を遵守しない場合には、完成品は非原産品として取り扱われる

ことになる。なお、ほとんどの場合、属地主義の適用免除は、HS 分類第 50 ないし 63 章の繊維品には適用されない。また、この適用免除と一般許容ルールの適用を同時に受けることはできない。

## (h) 直接輸送ルール (Direct Transport)

「直接輸送ルール」とは、輸入国に到着した商品が輸出国から発送された商品と同一の商品であることを確保するため、特惠関税の対象商品が、輸出国から他の当事国（本書の場合 EU）に直接輸送されなければならないとするルールである。しかし、税関の監督の下、第三国を通過またはストップオーバーしなければならない場合には、理由の如何を問わず、直接輸送が行われたと見なされる。

直接輸送ルールの遵守については、通過国の通過の記載のある輸送書類、または当該通過国の当局が発行する「Non Manipulation Certificate」(NMC) などによって証明される必要がある。

## (i) 手続要件

### (I) 原産地証明書

輸入品への特惠関税の適用を申請する場合には、「原産地証明書」を輸入国の税関当局に提出することが必要である。特惠関税制度毎に特別の原産地証明が必要とされており、EU の特惠関税制度では、ほとんどの場合移動証明書「EUR.1」（原産地証明書でもある）が必要であり、GSPルール（後記第 2 章参照）の下では原産地証明書「Form A」が必要とされている。取引業者は、関税の減税または免除を申請するためには、適用される特惠関税制度<sup>23</sup>を調べ、必要な原産地証明が何であるかチェックすることが必要である。

また、以上の書類に代えて、一定の商業書類（インボイス（Invoice）、貨物引渡し通知書（Delivery Note）、その他商品が特定しうる程度に詳細に記載されている商業書類）も原産地または原産地証明書の代わりになりうる。そのような「Invoice Declaration」を利用するためには、認定輸出業者<sup>24</sup>が当局から事前に許可を得ることが必要である。また、ほとんどの特惠関税制度では、一定の価値以下の委託貨物については、一般の輸出業者による Invoice Declaration も利用することができる。

---

<sup>23</sup> 概要については、別紙 2 参照。

<sup>24</sup> 1-3-10 参照。



また限られたケースについてであるが、原産地証明は事後的に提出することができ、また同証明書が紛失または毀損した場合には写しを提出することも可能である。

原産地証明書 Form A と原産地証明書 EUR.1 いずれについても、各特惠関税制度に多くの技術的な要件が規定されており、これらを遵守する必要があることに注意を要する。

## (II) 有効期限、書類の保存

原産地の証明書類には、制度毎に有効期間があり、その期間は原産地証明書が発行された日から起算される。ただし、例外的に有効期間経過後も有効である場合もある。

また、輸出業者は全ての原産地証明書およびその関連書類の写しを発行日から3年間保存しなければならない。

## (III) 取引目的以外の場合の原産地証明書類の免除

商品が取引目的以外で輸入された場合には、ケースによっては原産地証明を提出する必要がないことがある。私人から私人に送付される小荷物や旅行者の個人荷物については、各回につき一定の価値の範囲内で、原産地証明書類は不要である。

## (IV) 行政協力

「行政協力」は、全ての原産地制度に共通する特徴であり、行政協力によって、協定国の税関当局が原産地証明書の真正と正確性について輸入後の調査確認手続を行うことが可能となり、関係当局がルールが適正に適用されているかどうかを監督することができる。

## (V) 原産地の調査確認手続

「調査確認手続」は、輸入国の税関当局が無作為に、または証明書類の真正、当該商品の原産地の資格、または原産地の資格を取得するために必要な他の要件の存在（例えば、直接輸送の要件）について合理的な疑いを抱いたときに行われる。

輸出国の税関当局は、原産地に関する書類の発行、認定輸出業者の地位の付与などを行っており、原産地に関する書類の正確性と真正を確認する最もふさわしい立場にある。そのため、行政協力制度に基づき、輸入国の税関当局が原産地関連書類の有効性について確認を希望する場合は、税関手続の際またはその後のいずれの場合においても、当該輸出国の税関当局に対して確認申請を提出しなければならない。

そして、輸入国税関当局が、税関手続前に輸出国税関当局に対してそのような確認申請を行うことを決定した場合には、特惠関税の適用を延期することができる。その場合、輸

入国税関当局は、予防措置（通常は当該関税をカバーするに足る保証を行う方法による。実務上は銀行による支払保証が多い。）を取ることによって当該輸入品を開放することができることを申し出なければならない。

一般に、輸入国税関当局は、輸出国税関当局の回答に拘束される。輸出国税関当局は、原産地証明を無効化するか、あるいはその有効性を認定することができる。無効化した場合、輸入国税関当局はその後通常の関税と特惠関税との差額について関税を徴収し、過料および延滞金を輸入業者に賦課することがある。認定した場合には、原則として輸入業者は関税の減税または免除を受けることができる。

しかし、輸出国税関当局からの回答は、適切な時期に行われかつ正確なものであることが必要であることに注意が必要である。ほとんどの原産地プロトコールでは、10 ヶ月の回答期間か、あるいは6 ヶ月の第1次審査期間と、第1次審査期間中に何の回答もなかった場合に行われる4 ヶ月の第2次審査期間が定められている。輸出国側の回答が遅れた場合、または回答が不正確か十分に正確なものとはいえないと輸入国税関当局が判断した場合には、輸入国税関当局は特惠関税の適用を拒否し、輸入業者から延滞金が上乗せされた関税を徴収し、場合によっては過料を賦課することができる。

更に、殆どのEUの自由貿易協定では、EU当局が輸出国において立ち入り検査に参加することができることが規定されている。大規模の違反行為が疑われる場合、または複数のEU加盟国が輸入国として関与している場合には、この検査は通常、欧州委員会の欧州不正対策局(OLAF)によって実施される。検査の結果は、当該EU加盟国の税関当局による不払いの関税、延滞金、場合によっては過料の徴収のためにも使用される。

しかし、EUに輸入された日から3年が経過した場合には、税関手続後の関税の徴収は行われない。この期間は、不正があった場合には延長されることがある。

以上のとおり、輸出国税関当局が同国の原産地資格を認めたととしても、輸入の際にその資格がないことが明らかになった場合には、特惠関税の適用が拒否され、通常の関税が徴収される恐れがある。したがって、輸入業者は、原産地証明および適用商品に関する情報をチェックするなど、輸入前に特惠関税の資格があるかどうか、できる限りのことを調べることが必要である。

## (j) 認定輸出業者 (Approved Exporter)

「認定輸出業者」とは、税関当局が定める一定の要件を充たした輸出業者のことであり、

Invoice Declarationを発行することが認められている。<sup>25</sup>認定輸出業者がその許可を濫用した場合には、その地位が取消される。「認定輸出業者」の地位を得るための手続は、各国の国内法によって異なる。

なお、EU加盟国で設立された認定輸出業者は、他の加盟国から商品を輸出する場合であっても、加盟国1カ国のみ承認で足りるとする「単一認可」(Single Authorisation)の適用を申請することができる。<sup>26</sup>

## (4) 新たな展開

### (a) EU 拡大

#### (I) 2004年5月のEU拡大

2004年5月に新たに10カ国がEUに加盟した。<sup>27</sup>この10カ国は、既にEUといわゆる欧州協定(Europe Agreement)という自由貿易協定を締結しているが、EUへの加盟によりEU関税同盟の同盟国となり、特惠関税を含むEU共通関税(CCT)の適用を受ける。

これにより2004年5月から、

- 新規加盟国において商品自由流通の適用を受けていた物については、拡大EUにおいても商品自由流通の適用を受ける。
- EUと新規加盟国間の特惠関税貿易協定は効力を失う。
- 新規加盟国は、現行のEUと非加盟国との間の自由貿易協定の適用を受ける。

なお、経過措置として、新規加盟国と旧EU加盟国との間の自由貿易協定のいくつかの規定については、拡大EU圏内における取引についても引き続き適用される。<sup>28</sup>加盟時点において税関手続中であり、加盟によって自由移動の適用を受けて手続を解かれた商品については、加盟以前に欧州協定により発行された原産地証明書EUR.1が、加盟後もEUの原産地

---

<sup>25</sup> 1-3-9 参照。

<sup>26</sup> 但し、一定の要件に従うことが必要である。2001年6月11日付け欧州理事会規則1207/2001号8条参照(脚注11参照)。

<sup>27</sup> 新規加盟10カ国とは、キプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロバキア、スロベニアである。

<sup>28</sup> 新規加盟法別紙4、No5、1(a)参照。

証明として取り扱われる。<sup>29</sup>

非加盟国との貿易については、新規加盟国と非加盟国との間の自由貿易協定に基づく加盟以前の原産地証明は、一定の要件の下で加盟後も拡大EUにおいて有効な原産地証明として取り扱われる。<sup>30</sup>

認定輸出業者の認定および加盟以前に発行された原産地証明の調査についても類似の経過措置が適用される。<sup>31</sup>

## (II) 今後の EU 拡大

2007 年 1 月または 2008 年 1 月にブルガリアとルーマニアがEUに加盟する予定である。また、EUは、トルコ、クロアチアとの間で 2005 年 10 月に加盟交渉を開始している。なお、EUは、既にこれら 4 カ国との間で自由貿易協定を締結している。<sup>32</sup>

### (b) 原産地制度の将来 (一般特惠関税制度 (GSP))

欧州委員会は最近、自由貿易協定における原産地制度の将来に関するコミュニケーションを発表した。<sup>33</sup>その要旨は以下のとおりである。

- 適切な原産地資格取得の規則

当該地域で商品全体が産出されたものではない商品の原産地については、特惠受益国または特惠受益地域グループにおいて付加された価値を唯一の基準として用いるべきである。このように要件を単純化することによって、付加価値のレベルの調整を通

---

<sup>29</sup> これは関税還付禁止ルールがある協定 (即ち欧州協定。キプロスとマルタとの連合協定は当てはまらない) の下で発行された原産地証明書にだけ適用される。関税還付禁止ルールによって、輸入された非原産材料への関税が効果的に支払われ、EU加盟によって不当な利益を得ることを防ぐことができるからである。

<sup>30</sup> 新規加盟法別紙 4、No.5、第 3 項参照。

<sup>31</sup> 新規加盟法別紙 4、No.5、第 4 ないし 6 項参照。

<sup>32</sup> 別紙 2 参照。

<sup>33</sup> 2005 年 3 月 16 日付けCom(2005)100、特惠貿易協定における原産地規則に関する欧州委員会から欧州理事会、欧州議会、欧州経済社会委員会へのコミュニケーション 15 頁 "Orientations for the future" 参照。

じてより弾力的に当該自由貿易協定の目的に適合した原産地規則を設定することができるようになる。

- 原産地資格の取得およびその監督のための効果的な手続、および貿易当事者・担当行政機関の責任の明確化

貿易当事者および担当行政機関の権利および義務が明確化され、見直されるべきである。将来的には、輸出業者による原産地の陳述制度が、現在の原産地証明制度に取って代わることになるであろう。その場合、輸出業者が輸出国税関当局に登録され、当局は引き続き輸出業者の監督責任を負うことになる。

- 適正な運用

制度の適正な運用を図り、かつ制度の濫用を防ぐために、当局による積極的な措置が講じられるべきである。かかる措置には、情報提供、訓練・技術指導、定期的な法令遵守の監督といった当局の能力の評価も含まれる。

欧州委員会によるこれらの新たな方針は、全てのEUの自由貿易制度に関連するものであるが、まずはGSP制度について優先的に実施されることになるであろう。<sup>34</sup>

### (c) 汎欧州・地中海諸国 (Pan-EUR-MED)

欧州・地中海諸国の通商担当大臣は、汎欧州累積制度を全ての地中海諸国に拡大する計画を発表し、「特惠原産地に関する汎欧州・地中海プロトコール」を採択した。<sup>35</sup>EUと各協定国間および協定国間の自由貿易協定における現在の原産地プロトコールは、将来この「汎欧州・地中海プロトコール」に取って代わられることになるであろう。

汎欧州・地中海累積には、以下のいくつかの特徴がある。

- 可変累積 (Variable Geometry): 同じ原産地規則を含む自由貿易協定が締結された場合、全ての協定国がその協定を実施していなかったとしても、3カ国以上の協定国が実施している場合には、その国の間で累積ルールを適用することが可能となる。
- 一部関税還付: 協定国は、完成品に組み込まれる輸入原材料 (農産物を除く) に課せられる関税の一部関税還付を一時的に適用することができる。純粋な二国間貿易にお

---

<sup>34</sup> 第2章参照。

<sup>35</sup> 第4章参照。

ける関税還付は禁止されない。

- 原産地証明書 EUR-MED および EUR-MED Invoice Declarations が新たに設けられる。

欧州理事会は 2005 年 10 月 11 日、各国との連合協定付属の原産地規則に関する改正プロトコルを採択した。このシステムは、EU とアルジェリア、エジプト、イスラエル、ヨルダン、レバノン、モロッコ、シリア、チュニジア、パレスチナ自治政府、EEA・EFTA 諸国（アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン）、ルーマニア、ブルガリア、フェロー諸島、トルコとの間で適用される（石炭、鉄鋼、農作物も対象となる）。

## 2. 一般特惠関税制度（GSP）

### (1) 概要

一般特惠関税制度（GSP）は、国連貿易開発会議（UNCTAD）で 1968 年に合意された、先進国が開発途上国（受益国）に対して付与する特惠関税制度である。GSP 制度と原産地規則の内容は、付与国によって基本的に異なる。例えば、GSP に関する米国のルールを遵守した商品が、必ずしも GSP に関する EU のルールを遵守しているとは限らない。

### (2) GSP 制度の法的枠組みとその特徴

#### (a) 法的枠組みとその特徴

現行の GSP 制度は、欧州理事会規則 2501/2001 号および 980/2005 号<sup>36</sup>に規定されている。GSP 制度は単一の制度であるが、総則規定および 2 つの特別規定によって構成されており、その概要は以下のとおりである。

- 総則規定（全ての GSP 対象国に適用され、非センシティブ品目については免税の適用を受け、センシティブ品目については最恵国待遇関税から 3.5%減税の適用を受ける）
- EBA（後発開発途上国に対する武器以外の全てについて追加して特惠を付与する制度）
- GSP プラス（GSP 対象国に対して人権および労働者の権利に関する一定の国際基準を実施することを要求することの見返りに特惠を付与する制度）

---

<sup>36</sup> 詳細については、別紙 2 の表 A 参照。欧州理事会規則 980/2005 号は 2006 年 1 月 1 日から適用されている。同規則における GSP プラスの規定については、2005 年 7 月 1 日から既に適用されており、同日付けで欧州理事会規則 2501/2001 号の薬物の生産および違法売買の撲滅に関する特別規定は失効している。

現行の GSP の構成をまとめると以下のとおりとなる。

2002.1.1 2005.12.31 (欧州理事会規則 2501/2001 号)	2006.1.1. 2008.12.31 (欧州理事会規則 980/2005 号)
GSP 総則規定	GSP 総則規定
EBA	EBA
GSP プラス(*)	GSP プラス
労働者の権利保護のための特別制度 (**)	
環境保護のための特別制度 (**)	

(\*) 欧州理事会規則 980/2005 号が適用される。

(\*\*) 2006 年 1 月 1 日から GSP プラスに盛り込まれた。

## (b) 総則規定

GSP の総則規定は、全ての GSP 対象国に適用される。<sup>37</sup>なお、韓国、シンガポール、香港は 1998 年より対象国から外れている。

同規定は、EU の 11,000 の関税品目のうち 7,000 近い品目に適用される（兵器および弾薬は除かれる）、2,000 品目については最恵国待遇制度の下で既に免税とされている。7,000 品目のうち、3,300 品目はいわゆる非センシティブ品目であり、3,700 品目はセンシティブ品目である。非センシティブ品目については免税の適用を受け、センシティブ品目については最恵国待遇関税から更に 3.5%軽減した特惠関税の適用を受ける。2006 年 1 月 1 日からは、対象品目に約 300 品目の農産品および海産物の部門に属する約 300 品目が追加され、その数は約 7,200 品目に達することになった。

## (c) EBA

EBA とは、後発開発途上国に対して追加的に特惠を付与する制度である。<sup>38</sup>EBA は、今日最も有利な特惠を受けることができる制度であり、実務上全ての商品に適用され、原産地

<sup>37</sup> 別紙 6 参照。リスト国の中には実際には適用を受けない国も存在する。例えば、ミャンマーについては一時的に適用が停止されており、他の国でも特惠の前提条件である行政協力の要件を充たさない国なども適用を受けていない。

<sup>38</sup> 後発開発途上国の UN 分類による。別紙 7 参照。

の要件を充たした場合には、EUへの輸出につき免税の適用を受ける。

CN分類第 93 章以下の品目（兵器および弾薬）については、EBAの適用を受けない。またバナナ、米、砂糖については、即時完全自由化は行われていない。これらの商品への関税は段階的に減少し、2006 年 1 月にはバナナについて免税が適用され、2009 年 7 月には砂糖について、2009 年 9 月には米についてそれぞれ免税が適用されることになっている。その間、米と砂糖については免税割り当てが存在し、その量は毎年増加している。<sup>39</sup>

#### (d) GSP プラス

GSP プラスによる特惠を受けるためには、GSP 対象国の経済の多角化が進んでおらず、他国に依存しており、脆弱であることを証明しなければならない。その判断にあたっては 2 つの基準が適用される。

- GSP 対象国から EU への輸入品目のうち上位 5 品目が、同国から EU への GSP 適用輸入品目全体の 75%を占めること
- GSP 対象国からの EU への輸入量が、GSP が適用される EU の全輸入量の 1%未満であること

GSP対象国は、多くの人権、労働者の権利、環境保護に関する国際条約を批准し、実際に施行することが義務付けられている。<sup>40 41</sup>

---

<sup>39</sup> 2002 年 3 月から 2008 年 9 月までの間に販売される後発開発途上国を原産地とする米の関税割り当ての開設と管理に関するルールの詳細を規定する 2002 年 7 月 31 日付け欧州委員会規則 1401/2002 号（2002 年 8 月 1 日付けEU官報L203、42 ページ）、および 2002 年 3 月から 2005 年 6 月までの間に販売される後発開発途上国を原産地とする製糖向けサトウキビの関税割り当ての開設と管理に関するルールの詳細を規定する 2002 年 7 月 29 日付け欧州委員会規則 1381/2002 号（2002 年 7 月 30 日付けEU官報L200、14 ページ）参照。

<sup>40</sup> 現在GSPプラスの適用要件である条約のリストについては、別紙 8 参照。

<sup>41</sup> 2006 年 1 月 1 日から、追加特惠（重要商品に適用される、最恵国待遇関税より 8.5%低い追加特惠関税）を付与する欧州理事会規則 2501/2001 号の下での、労働者の権利の認定と環境保護に関する 2 つの制度が、GSPプラスに盛り込まれた。



### (3) GSP の特徴

#### (a) 適用除外

GSP 対象国が、先進国と同等のレベルに達した場合には、GSP の適用から除外されることがある。その場合 2 つの基準が適用される。

- 世界銀行の分類により、先進国と評価される場合。すなわち、世界銀行によって 3 年連続して高収入国であると分類された場合
- GSP の適用を受ける EU への輸入品に占める 5 大項目<sup>42</sup>の商品の割合が 75% 未満であるか否か<sup>43</sup>

#### (b) 卒業制度

##### (I) 意義

GSP 対象国が、適用除外の発展レベルに達していなかったとしても、その国の経済が一定の部門において十分競争力を有するレベルに達している場合には、その部門について「卒業」制度の適用を受ける。

卒業制度が適用されると、当該 GSP 対象国を原産地とし、当該卒業部門に属する商品は、GSP による特惠を失い、通常的最恵国待遇関税の適用を受ける。しかし、後発開発途上国からの輸入品については卒業制度の適用はない。

現在卒業制度が適用されている GSP 対象国と商品部門のリストは、別紙 9 記載のとおりである。

##### (II) 卒業の要件

###### (ア) これまでの制度 (2005 年 12 月 31 日まで適用)

これまでの欧州理事会規則 2501/2001 号の下では、卒業制度のため商品が 34 部門に分類されており<sup>44</sup>、lion s share 条項、または特定の部門については専門化のレベルに基づいて、各部門からの卒業が適用されていた。

lion s share 条項とは、ある GSP 対象国からのある部門の商品の輸入が、全ての GSP

---

<sup>42</sup> 「項目」(Section)の意味については、卒業制度の項を参照。

<sup>43</sup> 2005 年 12 月 31 日まで、その国の産業の発展および国際貿易への参加のレベルを表す「発展指標」が用いられる。同指標の算定の説明については、別紙 9 および卒業制度の説明を参照されたい。

<sup>44</sup> 欧州委員会規則 2501/2001 号の別紙 3 に列挙されている。

対象国からの同商品の輸入の25%を超える場合には、同国はその部門から卒業するとする規定である。

また、当該部門が一定の開発または専門化のレベル（専門化指標）に達した場合には、その部門について卒業が適用された。卒業の要件となる専門化の程度については、その国の発展の程度によって異なり、発展のレベルが低い国についてはその要件は高く、発展のレベルの高い国についてはその要件は低い。発展および専門化指標を算定する公式および卒業の要件の詳細については、別紙9を参照されたい。

#### (イ)新制度（2006年1月1日から適用）

欧州理事会規則980/2005号は、卒業制度をより透明性の高い客観的なものとするために、以下のとおり要件を単純化した。<sup>45</sup>

第1に、商品の分類が、欧州理事会規則2501/2001号における34「部門」から22「項目」に変更された。この22項目は、2つの独立した項目からなるHS/CN分類第11項（繊維〔11a〕および繊維品〔11b〕）を除き、事実上HS/CN分類の21項目に対応している。

第2に、卒業の基準が一本化された。つまり、3年間連続して、GSPが適用されるEUへのある項目の輸入品の平均価値が、GSPが適用される同項目の全輸入品の価値の15%（繊維および衣類については12.5%）を超える場合には、卒業が適用される。

しかし、いずれの項目についても、当該GSP対象国からEUに輸入されるGSPが適用される全商品の価値の50%を超える項目については、卒業は適用されない。

項目に関する卒業制度は、2008年末まで適用される。しかし、繊維および衣類の卒業制度は、毎年見直されることになっている。

#### (c) 一時適用除外

GSP制度の条件を遵守しないGSP対象国については、その国の全ての商品または一定の商品についてGSPの適用が除外されることがある。

#### (4) 特別規定

##### (a) 累積ルール

GSPの下では、3種類の累積ルールが適用される。

---

<sup>45</sup> これにより、EUは、特惠関税に関するEU対インド事件（2004）におけるWTO控訴審による本質的な要求を遵守している。

(I) 地域累積 (GSP 対象国の以下のグループ間に適用される)

- グループ 1: ブルネイ・ダルサラーム、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム
- グループ 2: ポリビア、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ、ペルー、ベネズエラ
- グループ 3: バングラディシュ、ブータン、インド、モルディブ、ネパール、パキスタン、スリランカ

特定のグループの国を原産地とし、そのグループの他のメンバー国において製造のためにその原産品が用いられた場合には、以下の条件の下、その製造国が原産国であるとみなされる。

(ア) 製造国における付加価値が、その地域グループに属する他のメンバー国の原産品の最も高い関税価値よりも大きいこと

(イ) 製造国で行われた作業または加工が、「最低作業」を超えるものであること

以上の条件が満たされない場合には、原産品のうち最も関税価値の高い国が原産地であるとみなされる。

この中で日系企業の関係で重要なのは、グループ 1 の「ASEAN 地域付加価値累積ルール」であろう。ASEAN 地域の材料は、同ルールにより全て加算される。例えば、輸出国がマレーシアで、材料がブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、タイ、シンガポール、フィリピン、ベトナムのいずれかから調達されている場合には、ASEAN 地域の原産品は全て最終工程が行われた国の付加価値に累積される (但し、上記 (a)(b) の要件を満たすことが必要)。

なお、この累積ルールは、地域内の他国が、国全体として、または当該部門として卒業していたとしても適用される。例えば、シンガポールは既に GSP の対象国ではないが、上記ルールにより原産地とされた国が GSP 対象国である限り、シンガポール製品を組み込んでおり、またはシンガポールから輸出されても特惠関税の適用を受けることができる。

(II) 多国籍累積 (EU、ノルウェー、スイスと GSP 対象国間に適用される)

ノルウェー、スイスを原産地とし、GSP 対象国において最低作業を超える作業または加工が行われた場合 (但し、農産品および適用除外品は除く) その GSP 対象国が原産国である

とみなされる。<sup>46</sup>

(III) 2 国間累積 (EU と GSP 対象国間に適用される)

**(b) 最低作業**

最低作業の内容は、別紙 10 を参照されたい。<sup>47</sup>

**(c) 一般許容ルール**

繊維製品以外の商品に適用される一般許容ルールは、10%である。

**(d) 関税還付禁止ルール**

関税還付禁止ルールは、存在しない。

**(e) 属地主義**

GSP 対象国の領域外での作業または加工は許されない (但し、地域累積の場合は除く)。GSP 対象国から輸出され、その後同国に戻ってきた商品については、輸出した状態と同じであり、その商品を良好な状態で保存するために必要な措置以上の措置を行っていないことを証明した場合に限り、同国の原産地の資格が与えられる。

**(f) 直接輸送ルール**

香港経由の中国を原産地とする商品について特別の規定が存在する。その証明として、中国検査会社のスタンプが Form A の Box 4 に押印される。

地域累積の地域グループの国々は、直接輸送ルールの適用にあたっては、単一の領域であるとみなされる。<sup>48</sup>グループの 1 国を原産地とする商品は、同じグループの国々の領域を通過することができる。

---

<sup>46</sup> ECとGSP制度における特惠関税を付与するEFTA加盟国 (ノルウェーおよびスイス) 間における、交換書簡における協定参照。ノルウェーおよびスイスを原産地とする商品がEUに輸入された場合、その商品はEUを原産地とするものとみなされる (2001年2月8日付けEU官報L38、25ページ)。

<sup>47</sup> 関税施行規定 (CIC) 70 条参照。

<sup>48</sup> 2-4-1( )参照。

**(g) 原産地証明**

GSP 対象国から EU へ輸出された商品の原産地証明としては、通常輸出国税関当局が発行する「Form A」が用いられる。6,000 ユーロを超えない価値の商品については、適用免除のケースを除き、Invoice Declaration を使用することができる。

EU を原産地とする商品が 2 国間累積のため GSP 対象国に輸出された場合には、EU の輸出業者は原産地証明書 (EUR.1) を使用しなければならない。認定輸出業者および 6,000 ユーロを超えない価値の商品の輸出業者については、Invoice Declaration を使用することができる。

原産地証明書の有効期間は 10 ヶ月であり、原則としてその期間内に輸入国税関当局に提出されなければならない。

私人から送付される小荷物に適用される原産地規則の適用免除の価値の上限は、500 ユーロとなっている。旅行者の個人荷物に含まれる商品については、上限は 1,200 ユーロとなっている。

**(h) 適用免除**

後発開発途上国は、申請により、GSP 原産地規則の適用免除を受けることができる。今日、ラオス、カンボジア、ネパールの 3 カ国が一定の繊維品につき一時適用免除を受けている。適用免除により、後発開発途上国は、GSP 原産地規則よりも緩やかな加工または作業の要件が適用され、当該原材料を通常よりも後の製造段階に使用することができる (例えば、「糸系からの加工」が緩和され、「繊維からの加工」であっても原産地資格を得ることができる、など)。その結果、当該対象国は原材料を大規模に調達することができるようになる。なお、その製造は同国内で行われなければならないが、その際付加価値の要件は適用されない。

49

---

<sup>49</sup> ラオスにつき、2000 年 7 月 24 日付け欧州委員会規則 1613/2000 号 (2000 年 7 月 25 日付け EU 官報 L185、38 ページ)。最後の改正は、2004 年 12 月 20 日付け欧州委員会規則 2186/2004 号 (2004 年 12 月 21 日付け EU 官報 L373、14 ページ)。

カンボジアにつき、2000 年 7 月 24 日付け欧州委員会規則 1614/2000 号 (2000 年 7 月 25 日付け EU 官報 L185、46 ページ)。最後の改正は、2004 年 12 月 20 日付け欧州委員会規則 2187/2004 号 (2004 年 12 月 21 日付け EU 官報 L373、16 ページ)。

### 3. 欧州経済領域（EEA：EU、アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン）

#### (1) 概要

EEAの加盟国は、EU加盟国、アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタインである。<sup>50</sup>EEA加盟国には、相互に全累積の適用があり、「EEA原産地」として単一の領域であるとみなされる。さらに、EEA加盟国は汎欧州累積制度の加盟国でもあり、他の汎欧州諸国との間で多国籍累積が適用される。<sup>51</sup>

#### (2) 法的枠組み

EEAの全累積ルールについては、EEA協定のプロトコール4に規定されている。<sup>52</sup>

#### (3) 特別規定

##### (a) 累積ルール

EEA加盟国は、相互に全累積の適用があり、また他の汎欧州諸国との間で多国籍累積の適用を受ける。

しかし、EEA加盟国に特惠原産地の資格が与えられる場合には、EEA加盟国間では相互に汎欧州累積（多国籍累積）の適用も受けることができる（この場合には、EEAではなく、EEAの加盟国自体が特惠原産地となる）。

##### (b) 原産地証明

EEAの全累積が適用される場合、汎欧州の原産地証明（EUR.1またはInvoice Declaration）が必要である。その有効期間およびプロトコールによって付与される原産地証明の免除については、汎欧州累積制度と同じである。<sup>53</sup>

---

ネパールにつき、2000年7月24日付け欧州委員会規則1615/2000号（2000年7月25日付けEU官報L185、54ページ）。最後の改正は、2004年12月20日付け欧州委員会規則2188/2004号（2004年12月21日付けEU官報L373、18ページ）。

<sup>50</sup> 別紙2、一覧表B参照。

<sup>51</sup> 第4章参照。

<sup>52</sup> 別紙2、一覧表B参照。ここにはEUと他の汎欧州加盟国との間の原産地規則に関するプロトコールも記載されている。

<sup>53</sup> 第4章参照。

**(c) その他**

以下の事項を除いて、汎欧州累積制度のほぼ全ての特別規定（関税還付禁止ルール、一般許容ルール、属地主義、直接輸送ルール、行政協力など）が、EEA の全累積ルールにも同様に適用される。

- EEA 内で適用される全累積
- 全累積ルールの適用によって取得する「EEA 原産地」の資格の存在。（但し、汎欧州累積制度〔多国籍累積〕が適用される場合には、原産地は、EU またはノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインとなる。）

EEA内における非原産材料に加えられた作業または加工については、「納品業者申告書」（Supplier's Declaration）を通じて追跡することになる。<sup>54</sup>

**4. 汎欧州累積制度（EU、EFTA、ルーマニア、ブルガリア、トルコ）****(1) 概要**

汎欧州累積制度は、1997年に、欧州協定（Europe Agreement）の原産地規則の改正により、EU、EFTA、中・東欧諸国（CEEC）およびバルト諸国間で成立した制度である。1999年には、スロベニア、およびトルコを原産地とする工業製品についても適用を拡大している。現在、汎欧州累積制度は、EU、EFTA（アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス）、ブルガリア、ルーマニア、トルコの間で適用されている。

また、EUは、トルコ、アンドラ、サンマリノとの間で関税同盟を締結しており<sup>55</sup>、アンドラおよびサンマリノとの間の関税同盟が適用される商品については、同関税同盟の原産地プロトコールの規定に従って処理される。全ての関連する協定には、他の同盟国は、アンドラを原産地とするHS分類第25ないし97章の商品、およびサンマリノを原産地とする全ての商品について、EUを原産地とするものとみなす、とする共同宣言が含まれている。

同制度は、地中海諸国およびフェロー諸島にも適用を拡大しつつある。<sup>56</sup>

---

<sup>54</sup> 2001年6月11日付け欧州理事会規則1207/2001号（脚注11参照）

<sup>55</sup> 脚注10参照。

<sup>56</sup> 1.4.3参照。

## (2) 法的枠組み

汎欧州累積制度は、同じルールによって構成されている原産地プロトコールを含んだ自由貿易協定のネットワークを基礎として成立している。<sup>57</sup>

## (3) 特別規定

### (a) 累積制度

汎欧州累積制度では、当該 30 カ国の中で原産地の資格を取得した商品については、汎欧州ゾーンにおける原産地の資格を失うことなく、他の 29 カ国を原産地とする商品に付加することができる（多国籍累積による原産地資格）。

またEEAは、加盟国間の全累積、および他の汎欧州諸国との間の多国籍累積を適用することができる。<sup>58</sup>

### (b) 一般許容ルール

一般許容ルールにより、製造者は、非原産材料を工場渡し価格の 10%まで使用することができる。

### (c) Accounting Segregation

Accounting Segregation とは、原材料につき原産品と非原産品とを分類することが極めて困難または非常に費用を要する場合に、製造者を保護することを目的とした制度である。原材料は、相互に交換可能であり、また同じでなければならず、同じ商業的品質および同じ物理的・技術的特徴を有し、最終商品に組み込まれたときに相互に区別することが不可能であることが必要である。

製造者は、税関当局に対して、Accounting Segregation の使用許可を申請しなければならない。その許可の際に、使用することができる会計方法および適用期間が定められる。

---

<sup>57</sup> 原産地規則に関するプロトコールは数回改正されている。別紙 2 の参照先参照。また、必要な変更を加えて全ての原産地規則に関する汎欧州プロトコールに適用されている、EUによって出版されている欧州協定の原産地規則に関するプロトコールの注釈も参照されたい（1999年3月31日付けEU官報C90、6 ページ、および 2002年2月22日付けEU官報C49、8 ページ）。

<sup>58</sup> 第 3 章参照。



## (d) 原産地証明

原産地の資格は、以下のいずれかの方法によって証明される。

- 輸出国税関当局によって発行された原産地証明書 (EUR.1)
- 認定輸出業者、または 6,000 ユーロを超えない商品の場合には輸出業者によって発行された Invoice Declaration

原産地証明の有効期間は、4 カ月である。

輸入品の価値が、小荷物の場合は 500 ユーロ、旅行者の個人荷物の一部を構成する商品の場合には 1,200 ユーロを超えない場合には、原産地証明は不要である。

## 5. 西バルカン諸国

### (1) 概要

「西バルカン諸国」とは、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、旧ユーゴスラビア・マケドニア、セルビア・モンテネグロから成る。これら 5 カ国は、全て EU と安定化・連合協定を締結あるいは交渉している段階にあり、条件が充たされれば最終的には EU に加盟する予定である。現在は 2 つの異なる種類の協定が EU と西バルカン諸国との間で締結されており、少数の例外を除きほぼ全ての商品について、EU 市場への貿易の際、関税の減税または免除を受けることができる。

- EU と、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、セルビア・モンテネグロとの間の特恵制度は、EU によって自主的に制定された規則によるものである。
- EU と、クロアチア、旧ユーゴスラビア・マケドニアとの間の特恵制度は、EU と同諸国間の安定・連合協定の施行によるものである。

### (2) アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、セルビア・モンテネグロ

#### (a) 法的枠組み

アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、セルビア・モンテネグロに適用される自主的な通商措置およびそれに対応する原産地規則の枠組みについては、別紙 2 の一覧表 A を参照されたい。

#### (b) 累積ルール

2 国間累積は、一方方向にのみ適用される。すなわち、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ・アルバニア、セルビア・モンテネグロは、EU を原産地とする商品を、自国の原産品として加工を行うことができる。ただし、その逆のパターン、つまり EU 加盟国がこれ

らの国々の原産品を自国の原産品として加工することは不可能である。

**(c) 最低作業**

最低作業の内容は GSP リストと同じである。別紙 10 参照。

**(d) 一般許容ルール**

非繊維製品に適用される一般許容ルールは、10%である。

**(e) 関税還付禁止ルール**

関税還付禁止ルールは存在しない。

**(f) 原産地証明**

原産地資格の証明は、以下のいずれかの方法による。

- 原産地証明書 EUR.1
- 認定輸出業者、または 6,000 ユーロを超えない商品の場合には輸出業者によって発行された Invoice Declaration

原産地証明の有効期間は、4 カ月である。

**(g) 認定輸出業者**

EU の税関当局だけが認定輸出業者の資格を付与することができ、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、セルビア・モンテネグロ当局は付与することはできない。

**(3) クロアチア**

**(a) 法的枠組み**

EU とクロアチア間の安定化・連合協定およびその原産地規則の詳細については、別紙 2 の一覧表 B を参照されたい。

**(b) 累積ルール**

2 国間累積が、安定化・連合協定の当事国を原産地とする原材料に適用される。

**(c) 一般許容ルール**

非繊維製品に適用される一般許容ルールは、10%である。

## (d) 最低作業

最低作業の内容はGSPリストと同じである。別紙 10 参照。<sup>59</sup>

## (e) 属地主義

属地主義の適用免除は、繊維製品を除く全ての商品に適用されるが、当事国以外の領域における全付加価値の 10%に制限されている。

## (f) 関税還付禁止ルール

関税還付は一般的に禁止されている。しかし、クロアチアについては、2005 年 12 月 31 日まで定率による一部関税還付が許容されている（HS25 ないし 49 章および 64 ないし 97 章の商品につき 5%、50 ないし 63 章の商品〔繊維製品〕につき 10%）。

## (g) 原産地証明

原産地資格の証明は、以下のいずれかの方法による。

- 原産地証明書 EUR.1
- 認定輸出業者、または 6,000 ユーロを超えない商品の場合には輸出業者、によって発行された Invoice Declaration

原産地証明の有効期間は、4 カ月である。

## (4) 旧ユーゴスラビア・マケドニア

### (a) 法的枠組み

EU と旧ユーゴスラビア・マケドニアとの安定・連合協定およびその原産地規則の詳細については、別紙 2 の一覧表 B を参照されたい。

### (b) 累積ルール

2 国間累積が、安定・連合協定の当事国を原産地とする原材料に適用される。

### (c) 一般許容ルール

非繊維製品に適用される一般許容ルールは、10%である。

---

<sup>59</sup> EUとクロアチアの安定・連合協定のプロトコール 4 第 7 条。

## (d) 最低作業

最低作業の内容はGSPリストと同じである。別紙 10 参照。<sup>60</sup>

## (e) 属地主義

属地主義の適用免除は、繊維製品を除く全ての商品に適用されるが、当事国以外の領域における全付加価値の 10%に制限されている。

## (f) 関税還付禁止ルール

関税還付は一般的に禁止されている。しかし、旧ユーゴスラビア・マケドニアについては、2005 年 12 月 31 日まで定率による一部関税還付が許容されている（HS25 ないし 49 章および 64 ないし 97 章の商品につき 5%、50 ないし 63 章の商品〔繊維製品〕につき 10%）。

## (g) 原産地証明

原産地資格の証明は、以下のいずれかの方法による。

- 原産地証明書 EUR.1
- 認定輸出業者、または 6,000 ユーロを超えない商品の場合には輸出業者によって発行された Invoice Declaration

原産地証明の有効期間は、4 カ月である。

## 6. 地中海諸国（トルコ、アルジェリア、エジプト、イスラエル、ヨルダン、レバノン、モロッコ、シリア、チュニジア、パレスチナ自治政府）

### (1) 概要

1995 年 11 月、バルセロナにて欧州・地中海パートナーシップ（いわゆる「バルセロナプロセス」）が EU と地中海諸国との間で締結された。その目的は、地中海地域における対話および相互協力の強化のための枠組みを設定することにある。EU・地中海諸国は、2010 年までに EU と地中海諸国間、および地中海諸国相互間の自由貿易制度を創設することによって、地域の平和と安定、相互繁栄を確立することを目的とする戦略について合意した。

自由貿易圏の創設に向けた第一歩としては、相互互惠による特惠関税を付与する EU と地中海諸国との間の欧州・地中海協定をフルセットで締結することである。これらの協定は、

---

<sup>60</sup> EU・旧ユーゴスラビア・マケドニアの安定・連合協定のプロトコール 4 第 7 条。

1970年代に締結された一方的な特惠関税制度である連合協定に代わるものである。1998年から現在まで、EUとチュニジア、モロッコ、イスラエル、ヨルダン、レバノン、パレスチナ自治政府、エジプト、アルジェリアとの間で連合（欧州・地中海）協定が効力を有している（なお、レバノン、パレスチナ自治政府については、現在仮協定の段階にある）。EUとシリアとの間では、既に調印が終了して現在批准手続の段階にあるため、古い協力協定が現在もなお効力を有している。汎欧州・地中海累積制度については、現在策定中である。

61

なお、トルコは、バルセロナプロセスおよび同プロセスに基づく連合協定には参加していないが、EUとトルコとの間で、関税同盟協定が締結されている。また同協定の対象となっていない石炭、鉄鋼製品、農産物についても、別の協定が締結されている（本書 1.2.1、第4章、別紙2参照）。

## (2) 法的枠組み

それぞれの2国間協定およびそれぞれに対応する原産地プロトコールの参照先については、別紙2の一覧表Bを参照されたい。

## (3) 特別規定

### (a) 累積制度

2国間累積が、EUと全ての地中海諸国との間の協定に共通して適用される。多国籍累積については、EUとモロッコ、チュニジア、アルジェリア、エジプト、レバノンとの間の協定に規定されており、既に交渉を終えているEUとシリアとの間の協定文書にも既に盛り込まれている。

全累積については、EUとモロッコ、チュニジア、アルジェリアとの間の協定に限り規定されている。

多国籍累積については、汎欧州累積を全ての地中海諸国に拡大するための新たなモデルプロトコールに規定されている（いわゆる「汎欧州・地中海累積」）。<sup>62</sup>

---

<sup>61</sup> 1-4-3 参照。

<sup>62</sup> 1-4-3 参照。

## (b) 最低作業

EU と地中海諸国各国との間の各連合協定の最低作業リストについては、別紙 11 参照。

## (c) 一般許容ルール

EU とモロッコ、チュニジア、アルジェリアとの間の協定には、一般許容ルールの規定はない。

EU とエジプト、ヨルダン、レバノン、イスラエル、パレスチナ自治政府との間の協定における一般許容ルールでは、リストルールでは許されない非原産材料の使用が、最終商品の工場渡し価格の 10% を超えないことを条件に認められている。ただし、このルールは HS 分類 50 ないし 63 章の繊維製品については適用されない。

## (d) 関税還付禁止ルール

EU とチュニジア、モロッコ、シリアとの間の協定には、関税還付禁止ルールは存在しない。他方、EU とイスラエル、パレスチナ自治政府、エジプト、レバノン、ヨルダン、アルジェリアとの間の協定には、関税還付禁止ルールが規定されている。

EU とエジプト、レバノン、ヨルダン、アルジェリアとの間の協定には、以下のとおり同ルールの適用が協定の発効後一定期間延期される旨規定されている。

- エジプト、レバノン、アルジェリアについては 6 年間
- ヨルダンについては 4 年間<sup>63</sup>

さらに、EU とエジプト、レバノン、アルジェリアとの間の協定では、その期間満了時に、第 3 国から輸入された非原産材料への関税の一部関税還付（繊維製品について 10%、農産品を除くその他全ての商品につき 5%）が適用されることが規定されている。

EU とパレスチナ自治政府との間の協定については、2000 年 1 月 1 日から関税還付禁止が適用されると規定されているが、その適用は一時的に停止されている。

## (e) 属地主義

EU とイスラエルとの間の協定にのみ、領域外における作業または加工を許容する、属地主義の不適用に関する規定が存在する。

---

<sup>63</sup> そのため、関税還付禁止ルールは、エジプトについては 2010 年 12 月 31 日まで、レバノンについては 2009 年 2 月 28 日まで、ヨルダンについては 2006 年 4 月 30 日まで、アルジェリアについては 2011 年 8 月 31 日まで、それぞれ適用されない。

## (f) 原産地証明

原産地資格の証明は、以下のいずれかの方法による。

- 輸出国の税関当局が発行した原産地証明書 EUR.1
  - 認定輸出業者、または 5,110 ユーロ（モロッコ、チュニジア）もしくは 6,000 ユーロ（シリアを除く全ての他のパートナー諸国）を超えない商品を含む荷物から構成される委託貨物の輸出業者、によって発行された Invoice Declaration
- 原産地証明の有効期間は、4 カ月である。

輸入品の価値が以下の価格を超えない場合には、原産地証明の提出は不要である。

- 小包の場合は 500 ユーロ、旅行者の個人荷物の一部を構成する商品の場合には 1,200 ユーロ（エジプト、イスラエル、ヨルダン、レバノン、モロッコ、パレスチナ自治政府、チュニジア、アルジェリア）
- 565 ユーロ（シリア）

## (g) 認定輸出業者

EU とモロッコ、チュニジアとの間の協定においてのみ、原産地証明書 EUR.1 の発行に関する簡易手続が規定されており、一定の条件の下で認定輸出業者自身が EUR.1 を提出することができる。

## 7. ACP（アフリカ・カリブ海・太平洋諸国）

### (1) 概要

2000 年 6 月、ベナンのコトヌで、EU と 77 カ国のアフリカ・カリブ海・太平洋諸国（ACP）との間で、貿易・援助・政治協定が締結された。このコトヌ協定は、EU が一方的に ACP 諸国に対して特惠関税を付与するものであり、その原産地規則には、EU への輸出にあたり特惠関税の適用を受ける際の条件が規定されている。

また、コトヌ協定は、今後 20 年間の野心的な目標を規定しており、遅くとも 2008 年 1 月 1 日までに EU と ACP 諸国間の貿易と投資のための新しい枠組みを規定する経済パートナーシップ協定（EPA）を締結することを目標としている。

### (2) 法的枠組み

原産地規則に関するコトヌ協定とそのプロトコールの参照先については、別紙 2 の一覧

表B を参照されたい。<sup>64</sup>

### (3) 特別規定

#### (a) 累積ルール

原産品を決定するにあたっては、ACP 諸国の領域は単一の領域であるとみなされる。つまり、ACP 諸国の製造者が他の ACP 諸国の原材料を用いた場合には、その原材料はその製造国の原産品と全く同じように取り扱われる。さらに、

- 海外県・海外領土(OCT)とEUとの間で、2国間累積、多国籍累積、全累積が適用され、また
- 南アフリカ共和国との間で累積が適用される。しかし、ACP 諸国と南アフリカ共和国との間で同じ原産地規則を含む協定が未締結であるため、この累積は未だ適用されていない。かかる協定が締結されたときには、以下の累積が適用されることになる。
  - 多国籍累積：この制度により、ACP 諸国における付加価値が南アフリカ共和国を原産地とする原材料の価値を上回る場合には、ACP 諸国の原産地を取得することができる。(そうでない場合には、南アフリカ共和国が原産地となる。)
  - 全累積：原材料が南アフリカ関税同盟諸国(SACU：ボツワナ、レソト、ナミビア、南アフリカ共和国、スワジランド)において作業または加工が行われる場合には、南アフリカ共和国と他の南アフリカ関税同盟諸国との間で全累積が適用される。

さらに、ACP 諸国の要請により、ACP 諸国以外の近隣の開発途上国を原産地とする原材料が、ACP 諸国で得られた商品に組み込まれた場合には、ACP 諸国の原産地資格が付与される。一定の要件を充たせば、そのような原材料に対して当該 ACP 諸国において十分な作業または加工が行われることは必要とはされない。

#### (b) 最低作業

原産地の資格を付与するには不十分であると考えられる作業または加工内容については、別紙 11 に列挙されているものと同じである。<sup>65</sup>

<sup>64</sup> 原産地商品の定義と行政協力の方法に関する、ACPとEUとのパートナーシップ協定の別紙 5 のプロトコール 1 に関する注釈も参照されたい(2002年9月25日付けEU官報C 228、2ページ)。

<sup>65</sup> 即ち、欧州・地中海協定と同じである。コトヌ協定の別紙 5 のプロトコール 1 第 5 条参照。



## (c) 一般許容ルール

リストルールによれば使用することが許されない非原産材料につき、その価値が最終商品の工場渡し価格の15%を超えない場合に限り非原産材料を使用することができる。

## (d) 関税還付禁止ルール

関税還付禁止ルールは存在しない。したがって、関税還付は可能である。

## (e) 原産地証明

原産地資格の証明は、以下のいずれかの方法による。

- 税関当局によって発行された原産地証明書 EUR.1
- 認定輸出業者、または6,000ユーロを超えない商品の場合には輸出業者によって発行された Invoice Declaration

原産地証明の有効期間は10ヵ月である。

輸入品の価値が、小荷物の場合は500ユーロ、個人荷物の一部を構成する商品の場合には1,200ユーロを超えない場合には、原産地証明は不要である。

## (f) 適用免除

適用免除（一時的に法律または原産地規則を緩和すること）は、ACP・EU 税関協力委員会によって付与される。保存ツナについては8,000トン、ツナロインについては2,000トンの年間割当量の範囲内で自動的に適用免除される。

適用免除の対象は、現在のところ以下のとおりである。

- ザンビア製のポリエステル綿糸
- フィジー製の繊維製品
- スワジランド製のコアスパン・ヤーン
- カーボベルデ製のメンズシャツ
- 全 ACP 諸国産の保存ツナおよびツナロイン

## 8. OCT（海外県・海外領土）

### (1) 概要

海外県・海外領土（OCT）は、憲法上はデンマーク、フランス、オランダ、英国の4つのEU加盟国と結び付きを有するが、EUの一部ではない。OCTの協力的地位については、1957年のローマ条約に規定されている。この協定の目的は、OCTの経済的社会的発展および相

互の密接な経済的関係の確立にある。かかる目的のため、OCT を原産地とする全ての商品につき、原産地規則に定められた条件の下で一方的な特恵が付与されている。

## (2) 法的枠組み

OCT 協定およびその原産地規則の参照先については、別紙 2 の一覧表 A を参照されたい。

## (3) 特別規定

### (a) 累積ルール

原産地を決定するにあたっては、OCT の領域は単一の領域であるとみなされる。つまり、OCT の製造者が他の OCT の原材料を用いた場合には、その原材料はその製造国の原産品と全く同じように取り扱われる。更に、2 国間累積、多国籍累積、全累積が ACP と EU との間で適用される。しかし、

- 累積は、EU を原産地とし、輸出関税還付制度の適用を受ける農産物には適用されない（HS 第 1 ないし 24 章）。
- HS 第 17 章（砂糖）および第 10 章（穀物）ならびに第 18 章（カカオ）の範囲に入る商品の一部、については特別規定が適用される。

### (b) 最低作業

原産地の資格を付与するには不十分であると考えられる作業または加工内容については、別紙 10 に列挙されているものと同じである。<sup>66</sup>

### (c) 一般許容ルール

リストルールによれば使用することが許されない非原産材料につき、その価値が最終商品の工場渡し価格の 15% を超えない場合に限り非原産材料を使用することができる。

### (d) 関税還付禁止ルール

関税還付禁止ルールは存在しない。したがって、関税還付は可能である。

### (e) 原産地証明

原産地資格の証明は、以下のいずれかの方法による。

---

<sup>66</sup> GSP協定。OCT 連合決定の別紙 3 第 5 条参照。

- 税関当局によって発行された原産地証明書 EUR.1
- 認定輸出業者、または 6,000 ユーロを超えない商品の場合には輸出業者によって発行された Invoice Declaration

原産地証明の有効期間は 10 ヶ月である。

輸入品の価値が、小荷物の場合は 500 ユーロ、個人荷物の一部を構成する商品の場合には 1,200 ユーロを超えない場合には、原産地証明は不要である。

## (f) 適用免除

適用免除（一時的に法律または原産地規則を緩和すること）は、EU 加盟国または関係する OCT の要求により、欧州委員会によって付与される。

適用免除の対象は、現在のところ以下のとおりである。

- サンピエール島およびミケロン島産の冷凍魚の切り身
- グリーンランド産の小エビと中型エビ
- フォークランド諸島産の魚介類
- サンピエール島およびミケロン島産のロブスター
- サンピエール島およびミケロン島産の帆立貝の身

## 9. 南アフリカ共和国

### (1) 概要と法的枠組み

2000 年 1 月 1 日から EU と南アフリカ共和国との間の通商関係は、2 地域間の自由貿易協定を含む通商開発協力協定（TDCA）が適用される。南アフリカ共和国との TDCA およびその原産地規則の参照先については、別紙 2 の一覧表 B を参照されたい。

### (2) 特別規定

#### (a) 累積ルール

2 国間累積が適用される。ACP 諸国との累積については 7-3-1 を参照されたい。

#### (b) 最低作業

原産地の資格を付与するには不十分であると考えられる作業または加工内容については、別紙 11 に列挙されているものと同じである。<sup>67</sup>

---

<sup>67</sup> 欧州・地中海協定。南アフリカ共和国との TDCA のプロトコール 1 第 6 条参照。

## (c) 一般許容ルール

リストルールによれば使用することが許されない非原産材料につき、その価値が以下の場合に限り非原産材料を使用することができる。

- HS 第3ならびに24章およびHS分類項目番号1604、1605、2207、2208に当てはまる商品の工場渡し価格の10%
- その他の商品の工場渡し価格の15%

## (d) 関税還付禁止ルール

関税還付禁止ルールは存在しない。したがって、関税還付は可能である。

## (e) 原産地証明

原産地資格の証明は、以下のいずれかの方法による。

- 税関当局によって発行された原産地証明書 EUR.1
- 認定輸出業者、または6,000ユーロを超えない商品の場合には輸出業者によって発行された Invoice Declaration

原産地証明の有効期間は、4ヵ月である。

輸入品の価値が、小荷物の場合は500ユーロ、個人荷物の一部を構成する商品の場合には1,200ユーロを超えない場合には、原産地証明は不要である。

## 10. 南米諸国

### (1) メキシコ

#### (a) 概要および法的枠組み

EUとメキシコとの間の自由貿易協定については、2000年7月1日に発効している。メキシコとの同協定およびその原産地規則の参照先については、別紙2の一覧表Bを参照されたい。<sup>68</sup>

---

<sup>68</sup> 以下(次頁)も参照されたい。

- EUとメキシコの協定における原産地規則の施行に関する貿易関係者へのコミュニケーション(2000年7月6日付けEU官報C187、3ページ)
- EUとメキシコの協定の別紙3に関する注釈(2001年4月28日付けEU官報C128、9ページ)。これはその後改正されている(2004年2月14日付けEU官報C40、2ページ)

## (b) 最低作業

原産地の資格を付与するには不十分であると考えられる作業または加工内容については、別紙 12 に列挙されている。

## (c) 一般許容ルール

一般許容ルールは、商品の工場渡し価格の 10%と規定されている。なお、非原産の繊維製品の原材料については、輸出製品の製造に使用された原材料の全重量の 8%とされている。

## (d) 原産地証明

原産地資格の証明は、以下のいずれかの方法による。

- 税関当局によって発行された原産地証明書 EUR.1
- 認定輸出業者、または 6,000 ユーロを超えない商品の場合には輸出業者によって発行された Invoice Declaration

本協定に特徴的なのは、原産地証明書 EUR.1 の Box 8 に含まれている 4 桁の輸出品の関税分類を示すことが要件とされていることである。<sup>69</sup>

メキシコでは、原産地証明書 EUR.1 は、認定輸出業者を認定・監督する立場にある経済省の Secretaria Economía が発行する。同機関は、EU 加盟国税関当局からの要請に基づく事後的確認手続も担当する。しかし、EU において事後的確認手続を行うよう EU 加盟国税関当局に対して要請するのは、メキシコの税関当局である。

原産地証明の有効期間は 10 ヶ月である。

輸入品の価値が、小荷物の場合は 500 ユーロ、個人荷物の一部を構成する商品の場合には 1,200 ユーロを超えない場合には、原産地証明は不要である。

## (e) 展示・陳列

第三国にて展示・陳列された商品が協定当事国に輸入された場合には、関税の減税または免除は行われぬ。

---

<sup>69</sup> 原産地証明に関するさらなる詳細については、前脚注記載の注釈を参照されたい。

## (2) チリ

### (a) 概要および法的枠組み

EUとチリとの間の連合協定は2005年3月1日に発効している。しかし同協定の通商部分については、2003年2月1日に既に発効している。同協定およびその原産地規則の参照については、別紙2の一覧表Bを参照されたい。<sup>70</sup>

### (b) 最低作業

最低作業または加工の内容および本協定に特有の事項については、別紙12を参照されたい。<sup>71</sup>

### (c) 一般許容ルール

一般許容ルールの適用は、最終商品の工場渡し価格の10%と規定されている。

### (d) 関税還付禁止ルール

関税還付禁止ルールの適用は、2007年1月1日まで延期されている。

### (e) 原産地証明

原産地資格の証明は、以下のいずれかの方法による。

- 税関当局によって発行された原産地証明書 EUR.1
- 認定輸出業者、または6,000ユーロを超えない商品の場合には輸出業者によって発行された Invoice Declaration

本協定に特徴的なのは、原産地証明書 EUR.1 の Box 8 に含まれている4桁の輸出品の関税分類を示すことが要件とされていることである。

チリでは、原産地証明書 EUR.1 は、認定輸出業者を認定・監督する立場にある外務省の DIRECON およびその地方事務所である Pro Chile によって発行される。同機関は、EU 税関

---

<sup>70</sup> 原産品の定義、EUならびにその加盟国およびチリとの間の連合協定の行政協力の方法に関する別紙3に関する注釈(2003年12月31日付けEU官報C321、22ページ)。これはその後改正されている(2005年3月5日付けEU官報C56、36ページ)。

<sup>71</sup> 原産地規則のさらなる詳細については、前脚注の注釈およびEUとチリとの連合協定の別紙3の付録3および4参照。

当局からの要請に基づく事後的調査確認手続も担当する。しかし、EUにおいて事後的調査確認手続を行うようEU加盟国税関当局に対して要請するのは、チリの税関当局である。

原産地証明の有効期間は、10ヵ月である。

輸入品の価値が、私人から私人への小荷物の場合は500ユーロ、個人荷物の一部を構成する商品の場合には1,200ユーロを超えない場合には、原産地証明は不要である。

## 11. フェロー諸島

### (1) 概要および法的枠組み

EUとデンマーク政府、フェロー諸島政府との間の協定は1997年1月1日に発効している。同協定およびその原産地規則の参照先については、別紙2の一覧表Bを参照されたい。

### (2) 累積ルール

本協定は、EUとフェロー諸島との間の2国間累積が適用される。

### (3) 最低作業

最低作業または加工の内容および本協定に特有の事項については、別紙11を参照されたい。<sup>72</sup>

### (4) 一般許容ルール

一般許容ルールの適用は、最終商品の工場渡し価格の10%と規定されている。

### (5) 原産地証明

原産地資格の証明は、以下のいずれかの方法による。

- 税関当局によって発行された原産地証明書 EUR.1
- Invoice Declaration

原産地証明の有効期間は4ヵ月である。

## 12. セウタ、メリリヤ

### (1) 概要および法的枠組み

セウタとメリリヤはEUの関税地域の一部ではないが、スペイン法により、アフリカ大陸

---

<sup>72</sup> 欧州・地中海協定である。フェロー協定のプロトコール第6条参照。

の2つの都市がEUとの間で自由貿易協定を締結している。これにより同都市を原産地とする商品についてはEUが第三国との間で締結したほとんど全ての累積制度が適用される。同協定およびその原産地規則の参照先については、別紙2の一覧表Aを参照されたい。

## (2) 累積ルール

EUと第三国との間の自由貿易協定における累積制度が、同2都市に関する規定を含んでいる場合には、その累積制度が同都市にも拡大適用される。<sup>73</sup>しかし、各商品につき1つの累積制度しか適用することができない。<sup>74</sup>

## (3) 一般許容ルール

一般許容ルールの適用は、最終商品の工場渡し価格の10%と規定されている。

## (4) 最低作業

最低作業または加工の内容および本協定に特有の事項については、別紙11を参照されたい。<sup>75</sup>

## (5) 原産地証明

原産地資格の証明は、以下のいずれかの方法による。

- 原産地証明書 EUR.1
- Invoice Declaration

原産地証明の有効期間は4ヵ月である。

## 13. ロシア、ウクライナ

EUはロシアおよびウクライナとの間で貿易に関する2国間協定を締結しているが、これらの協定は正確な意味での自由貿易協定ではない。

---

<sup>73</sup> 2002年5月4日付けEU官報C108、4ページの告知に記載されている国のリスト参照。

<sup>74</sup> 例えば、メリリヤで産出された商品がスイスの原材料を組み込んだ場合、メキシコはEUとスイス間の汎欧州累積制度か、EUとメキシコの2国間累積のいずれかを適用することができる。

<sup>75</sup> 欧州・地中海協定のリスト。2000年12月5日付け欧州理事会規則82/2001号7条参照。



## (1) ロシア

### (a) 概要

ロシアは、米国、スイス、中国、日本に次いで、EUの5番目の貿易相手国であり、ロシアにとってもEUは全貿易高の50%以上を占める貿易相手である。2003年のEUのロシアとの貿易高は、850億ユーロにのぼり、1995年から2003年までの間に2倍以上増加している。EUの主な輸入品はエネルギー（57%）、農産物（4%）、化学製品（4%）である。他方EUの輸出品は、機械（34%）、化学（13%）、農産物（11%）などである。

### (b) 法的枠組みと特別規定

EUとロシアとの関係は、1994年のパートナーシップ協力協定（PCA）が基礎となっている。<sup>76</sup>PCAは、1997年12月1日に発効している。PCAは、EUとロシアとの間の政治、経済、文化的関係を規定しており、ロシアとの通商関係の法的基礎となっている。また、ロシアからEUに輸入されるかなりの割合の商品が、GSPの適用を受けている。<sup>77</sup>

#### (I) 最恵国待遇

EUとロシアとの2国間貿易は最恵国待遇に基づいている。したがって、EUはWTO加盟国と同様ロシアに対しても最恵国待遇を付与しており、ロシアもEUに対して最恵国待遇を付与している。

#### (II) 特別制度

PCAは、鉄鋼および核物質に関する特別規定を設けており、また特定の制度のための枠組み規定を設けている。これを基礎として、鉄鋼および繊維製品の貿易に関し特別の協定が締結されている。<sup>78</sup>

鉄鋼協定では、ロシアからの輸入として、2005年は221万5,286トン、2006年には227万2,719トンが割り当てられている。

#### (III) 保護貿易措置

PCAは、ロシアが完全な市場経済に向けて移行の段階にあることを認めている。そのた

---

<sup>76</sup> 別紙3の参照先参照。

<sup>77</sup> 第2章参照。ロシアへのGSPプラスの適用については現在検討中である。

<sup>78</sup> 鉄鋼および繊維製品の貿易に関するロシアとの特別協定の参照先については、別紙3参照。

め、アンチダンピング、セーフガードなどの保護貿易措置の分野においても特別制度が規定されており、この制度によりロシア国外において正常な価格を維持することができる。しかし、アンチダンピング手続中のロシアの企業は、その輸出活動が市場原理によって決定されていることを証明した場合には、個別の市場経済措置を求めることができる。

EU、ロシア共に、輸入条件または輸入量が国内の業者に対して実質的な損害を与える恐れがある場合には、セーフガード措置を発動することができる。

## (2) ウクライナ

### (a) 概要

EU 拡大により、ロシアに代わって EU がウクライナの主要な貿易相手となった。2003 年には EU が 32.5% を占めるに至っており、2004 年にはウクライナと EU25 カ国の全貿易高は 176 億ユーロに上っている。エネルギー、農産物がウクライナの EU への輸出品の約 32% を占めており、他方 EU からウクライナへの輸出は機械、化学製品が主要なものとなっているようである。

### (b) 法的枠組みと特別規定

1994 年のパートナーシップ協力協定 (PCA) が基礎となっている。<sup>79</sup>PCA は、1998 年に発効している。PCA は、EU とウクライナとの間の政治、経済、文化的関係を規定しており、ウクライナとの通商関係の法的基礎となっている。また、ウクライナから EU に輸入されるかなりの割合の商品が、GSP の適用を受けている。<sup>80</sup>

なお、注目すべき点として、EU が、ウクライナが WTO に加盟した場合には、同国との間で自由貿易協定を締結すると発表したことが挙げられる。2005 年 12 月 1 日にキエフで行われた EU ウクライナ首脳会議においても、EU とウクライナとの間の自由貿易協定の実現可能性に関する研究が進められている。

#### (I) 最恵国待遇

EU とウクライナとの 2 国間貿易は最恵国待遇に基づいている。したがって、EU は WTO 加盟国と同様ウクライナに対しても最恵国待遇を付与しており、ウクライナも EU に対して

---

<sup>79</sup> 別紙 2 の参照先参照。

<sup>80</sup> 第 2 章参照。ウクライナへの GSP プラスの適用については今なお検討中である。

最恵国待遇を付与している。

## (II) 特別制度

PCAは鉄鋼および繊維製品に関する特別規定を設けており、特別の協定が締結されている。

81

鉄鋼協定では、ウクライナからの輸入として、2005年は90万8,000トン、2006年には100万4,500トンが割り当てられている。

繊維協定では、EUからウクライナへの輸出品に対する関税の軽減措置が実施されており、EUは全ての量的輸入制限を撤回している。繊維製品および衣類に関する残る制限についても撤回することが2005年3月9日に合意されている。

## (III) 保護貿易措置

2005年12月1日にキエフで行われたEUウクライナ首脳会議において、EUはウクライナに対して市場経済の地位が付与されるべきであることを発表した。この発表を受け、同年12月21日、EUは理事会規則によってEUアンチダンピング規則を改正し、同規則2条7項(b)からウクライナが削除された。この結果、2006年1月1日から、同規則2条A(1)に基づき、アンチダンピング規制につき市場経済国と同じ一般ルールが適用されるようになった。

---

<sup>81</sup> 2005年3月31日に交渉が終了した鉄鋼製品に関する2国間協定の発効が未定であるため、欧州理事会規則2266/2004による自主的な措置が現在も効力を有する。全文の参照先については、EUとウクライナとの間の繊維製品協定の含めて、別紙3参照。

別 紙 一 覧

非特惠原産地の確定

現在効力のある EU の特惠関税制度の概要

EU とロシア、ウクライナとの間のパートナー協力協定（PCA）

リストルールの種類と適用例

累積制度の種類と適用例

GSP 対象国リスト

後発開発途上国 - EBA 対象国リスト

GSP プラスの要件

GSP の卒業制度

GSP における最低作業リスト

欧州・地中海協定における最低作業リスト

EU とメキシコ、EU とチリ間の最低作業リスト

## 別紙 1 非特惠原産地の確定

EU は、全てがその国で産出されたものではない商品の非特惠原産地を確定するための規則を、以下のとおり規定している。

### A. 原則

本規則は、HS 分類およびその下位の分類項目にしたがって適用されなければならない。リストルールに記載されている主要ルールは同格である。<sup>82</sup>

他に規定がない限り、主要ルールは非原産材料にのみ適用される。

主要ルールが分類項目の変更を要求している場合には、以下の分類項目の変更は原産地を確定するにあたっては考慮されない。

分解による変更

包装または再包装による変更

分解された商品の部品の組み立てに関する HS の解釈に関する一般規則 2 (a) のみに基づく変更

単に組み立てのみに基づく変更

しかし、分類項目の変更以外の作業または加工によって原産地の資格が付与される場合には、上記変更があっても原産地の資格を付与することは妨げられない。

主要ルールがいずれも充たされない場合には、(C) から (F) までの付属ルールが適用される。

### B. 非特惠原産地を確定するための EU のルール

原産国は、以下の規則を順に適用することによって決定される。

#### 主要ルール

(A) リストルールの主要ルールにおいて原産国であると指示されている国。<sup>83</sup>

---

<sup>82</sup> 「リストルール」とは、表第 1 列 (HS 分類項目) および第 2 列 (商品の詳細) の商品の原産地を確定させるための規則が、第 3 列に規定されている一覧表のことをいう。

<sup>83</sup> リストルールのさらなる詳細については、本別紙の付録 B を参照されたい。

(B) 商品に適用される主要ルール（リストルール）の条件を充たす場合には、その商品の最終の生産国。

## 付属ルール

(C) 同じ下位項目に分類される物の加工によって商品が生産される場合には、その物が産出された国。<sup>84</sup>

(D) 章レベルで規定されている付属ルールで定められている原産国

(E) 商品が単一の国を原産地とする原材料から生産されている場合には、その原材料が産出された国

(F) 商品名が複数の国で産出された原材料から生産された場合には、各章に記載されている基準に従い最も多くの割合の原材料が産出された国

## C. 実際の適用例

リストルールの例および非特惠原産地を確定するためのルールの適用例については、本別紙の付録 A を参照されたい。

### 付録 A 実際の適用例

HS 分類項目 5501 ないし 5507 の人工合成繊維； ルール A ならびに B および付属ルール C の適用

HS コード番号	商品の説明	主要ルール
5501 ないし 5507	人工合成繊維 紡績のために、毛羽立て、 梳きなどの加工が行われて いないもの	化学物質または繊維パルプ から製造されること
	毛羽立て、梳きなどの加工 が施されているもの	化学物質または繊維パルプ、 CN コード 5505 の範囲内の廃 棄物から製造されること

<sup>84</sup> 「下位の分類項目」とは、リストルールにおける商品分類のレベルのことである。

## 例

A国がB国から輸入した繊維パルプから未加工の繊維を製造し、その後その繊維がさらにC国で加工され、その後EUに輸出された場合、この繊維の原産地は、上記主要ルールの適用によりA国となる(ルールA)。この場合、C国での加工によってC国に原産地資格は付与されず(ルールB)。C国で加工された繊維は未加工の繊維と同じ原産地となる(ルールC)。

HS分類項目 5203 の毛羽立てまたは梳かれた綿； 付属ルールDの適用

HSコード番号	商品の説明	主要ルール
50 ないし 63 章	第 11 項の繊維および繊維製品	CTH

本商品には、リストルールが規定されていない。そのため一般の分類項目の変更ルール(CTH)が適用される。

## 例

A国から輸入された原綿がB国で加工されて毛羽立てられ、その後EUに輸出された場合、この毛羽立てられた綿(HS分類項目 5203)は、A国から輸入された原綿の分類項目(HS分類項目 5201)とは異なる分類項目の商品に変化していることから、その原産地はB国となる(ルールD)。

HS分類項目 8702 以外の人移動を主要な目的とする自動車(ステーションワゴン、レーシングカーを含む)； 付属ルールEおよびFの適用。

「本章注：

(中略)

注5 本章の付属ルール

本章において、付属ルールFに規定されている「最も多くの割合を占める原材料」を確定する基準は、その価値とする。」

HS コード番号	商品の説明	主要ルール
87 章	鉄道、路面電車以外の乗り物 およびその部品、付属物	分類項目および下位の分類 項目に規定されているとお り。
(中略)		
8703	HS 分類項目 8702 を除く、人 の移動を主要な目的とする 自動車 (ステーションワゴ ン、レーシングカーを含む)	60%の付加価値ルール
(中略)		
8708	HS 分類項目 8701 ないし 8705 の自動車の部品および付属 物	CTH または 45%の付加価値ル ール

## 例

A 国で輸入部品で自動車が組み立てられ、その後 EU に輸出された場合で、A 国で 60%の付加価値ルールの要件を充たしていない場合。

A 国での組み立てに使用された全ての部品の原産国が B 国であると仮定した場合 (つまり、これらの部品が B 国で、HS 分類項目 8708 とは異なる分類に属する原材料から製造されたか、または B 国で 45%の付加価値ルールの要件を充たす場合)、その車両の原産地は B 国となる (付属ルール E の適用による)。

A 国での組み立てに使用された部品の一部の原産国が A 国 (15%) であり、他の部品の原産地が B 国 (20%)、C 国 (35%)、D 国 (10%) であると仮定した場合、最も大きい原材料の価値の割合を占める原産国は C 国であることから、その自動車の原産地は C 国となる (付属ルール F および第 87 章の注意書きの適用による)。

## 付録 B リストルール

リストルールは、以下のリンクを通じて、EU のウェブサイトでは項目毎に閲覧、ダウンロードすることができる。



本文中に緑色で記載されているリストルールは、関税施行規定(CIC)で規定されているものであり、黒色で記載されているものは、原産地規則の調和に関する WTO の交渉における EU の立場を反映したものである。

Section I: Live animals; animal products	<a href="http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/resources/documents/roo_chap_1-5_en.pdf">http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/resources/documents/roo_chap_1-5_en.pdf</a>
Section II: Vegetable products	<a href="http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/resources/documents/roo_chap_6-14_en.pdf">http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/resources/documents/roo_chap_6-14_en.pdf</a>
Section III: Animal or vegetable fats and oils and their cleavage products; prepared edible fats; animal or vegetable waxes	<a href="http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/resources/documents/roo_chap_15_en.pdf">http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/resources/documents/roo_chap_15_en.pdf</a>
Section IV: Prepared foodstuffs; beverages, spirits and vinegar; tobacco and manufactured tobacco substitutes	<a href="http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/resources/documents/roo_chap_16-24_en.pdf">http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/resources/documents/roo_chap_16-24_en.pdf</a>
Section V: Mineral products	<a href="http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/resources/documents/roo_chap_25-27_en.pdf">http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/resources/documents/roo_chap_25-27_en.pdf</a>
Section VI: Products of the chemical or allied industries	<a href="http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/resources/documents/roo_chap_28-38_en.pdf">http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/resources/documents/roo_chap_28-38_en.pdf</a>
Section VII: Plastics and articles thereof; rubber and articles thereof	<a href="http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/resources/documents/roo_chap_39-40_en.pdf">http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/resources/documents/roo_chap_39-40_en.pdf</a>
Section VIII: Raw hides and skins, leather, fur skins and articles thereof; saddlery and harness; travel goods, handbags and similar containers; articles of animal gut (other than silkworm gut)	<a href="http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/resources/documents/roo_chap_41-43_en.pdf">http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/resources/documents/roo_chap_41-43_en.pdf</a>
Section IX: Wood and articles of wood; wood charcoal; cork and articles of cork; manufactures of straw, of esparto or of other plaiting materials; basketware and wickerwork	<a href="http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/resources/documents/roo_chap_44-46_en.pdf">http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/resources/documents/roo_chap_44-46_en.pdf</a>

Section X: Pulp of wood or of other fibrous cellulosic material; recovered (waste and scrap) paper or paperboard; paper and paperboard and articles thereof	<a href="http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/resources/documents/roo_chap_47-49_en.pdf">http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/resources/documents/roo_chap_47-49_en.pdf</a>
Section XI: Textiles and textile articles	<a href="http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/resources/documents/roo_chap_50-63_en.pdf">http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/resources/documents/roo_chap_50-63_en.pdf</a>
Section XII: Footwear, headgear, umbrellas, sun umbrellas, walking sticks, seatsticks, whips, riding-crops and parts thereof; prepared feathers and articles made therewith; artificial flowers; articles of human hair	<a href="http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/resources/documents/roo_chap_64-67_en.pdf">http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/resources/documents/roo_chap_64-67_en.pdf</a>
Section XIII: Articles of stone, plaster, cement, asbestos, mica or similar materials; ceramic products; glass and glassware	<a href="http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/resources/documents/roo_chap_68-70_en.pdf">http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/resources/documents/roo_chap_68-70_en.pdf</a>
Section XIV: Natural or cultured pearls, precious or semi-precious stones, precious metals, metals clad with precious metal, and articles thereof; imitation jewellery; coins	<a href="http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/resources/documents/roo_chap_71_en.pdf">http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/resources/documents/roo_chap_71_en.pdf</a>
Section XV: Base metals and articles of base metal	<a href="http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/resources/documents/roo_chap_72-83_en.pdf">http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/resources/documents/roo_chap_72-83_en.pdf</a>
Section XVI: Machinery and mechanical appliances; electrical equipment; parts thereof; sound recorders and reproducers, television image and sound recorders and reproducers, and parts and accessories of such articles	<a href="http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/resources/documents/roo_chap_84-85_en.pdf">http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/resources/documents/roo_chap_84-85_en.pdf</a>
Section XVII: Vehicles, aircraft, vessels and associated transport equipment	<a href="http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/resources/documents/roo_chap_86-89_en.pdf">http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/resources/documents/roo_chap_86-89_en.pdf</a>

Section XVIII: Optical, photographic, cinematographic, measuring, checking, precision, medical or surgical instruments and apparatus; clocks and watches; musical instruments; parts and accessories thereof	<a href="http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/resources/documents/roo_chap_90-92_en.pdf">http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/resources/documents/roo_chap_90-92_en.pdf</a>
Section XIX: Arms and ammunition; parts and accessories thereof	<a href="http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/resources/documents/roo_chap_93_en.pdf">http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/resources/documents/roo_chap_93_en.pdf</a>
Section XX: Miscellaneous manufactured articles	<a href="http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/resources/documents/roo_chap_94-96_en.pdf">http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/resources/documents/roo_chap_94-96_en.pdf</a>
Section XXI: Works of art, collectors' pieces and antiques	<a href="http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/resources/documents/roo_chap_97_en.pdf">http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/resources/documents/roo_chap_97_en.pdf</a>

別紙 2 現在効力のある EU の特恵関税制度の概要

以下の表 A および B は、現在 EU によって適用されている (A) 一方的な、または (B) 協定による特恵関税制度である。各国またはグループ (1) 毎に、特恵関税制度 (2)、原産地規則 (3)、EU との貿易関係において適用される累積制度 (4) を列挙した。

1 国またはグループ	2 法律規定	3 原産地規則	4 累積の種類
(1) 一般特恵関税制度 (GSP) <sup>85</sup>	Council Regulation No. 980/2005/EC of 27 June 2005 applying a scheme of generalised tariff preferences, <i>Official Journal</i> , L169 of 30 June 2005, p. 1 (as from 1 January 2006) <sup>86</sup>	Articles 66 to 97 of Commission Regulation No. 2454/93/EEC of 2 July 1993 laying down provisions for the implementation of Council Regulation No. 2913/92/EEC establishing the Community Customs Code, <i>Official Journal</i> , L253 of 11 October 1993,	EU、ノルウェー、スイスの 2 国間累積、地域累積、多国籍累積 <sup>87</sup>

<sup>85</sup> GSP対象国・地域は、欧州理事会規則 980/2005 号別紙 1 に列挙されている。

<sup>86</sup> しかし、GSPプラスに関する本規則は、既に 2005 年 7 月 1 日から適用されており、その日をもって薬物の製造および違法取引を撲滅するための特別制度は失効している。残りの GSP 制度については、GSP 制度の適用に関する 2001 年 12 月 10 日付け欧州理事会規則 2501/2001 号 (2001 年 12 月 31 日付け EU 官報 L346、1 ページ) が 2005 年 12 月 31 日まで引き続き適用される。

<sup>87</sup> 即ち、

	<p>2005/924/EC: Commission Decision of 21 December 2005 on the list of the beneficiary countries which qualify for the special incentive arrangement for sustainable development and good governance, provided for by Article 26(e) of Council Regulation (EC) No 980/2005 applying a scheme of generalised tariff preferences</p>	<p>p. 1 ( “ Customs Implementing Code ” )</p>	
--	--	---	--

- EU と GSP 対象国との間の 2 国間 GSP 累積、
- EU、ノルウェーならびにスイスおよび GSP 対象国との間の多国籍累積、
- 3 つの GSP 地域累積グループ内の 1 グループ内の GSP 対象国相互間の地域累積

これらの累積は、組み合わせて適用することもできる。

<p>(2) 海外県・海外領土 (OCT)<sup>88</sup></p>	<p>Council Decision No. 2001/822/EC of 27 November 2001 on the association of the overseas countries and territories with the European Community, <i>Official Journal</i>, L314 of 30 November 2001, p. 1</p>	<p>Annex III concerning the definition of the concept of “originating products” and methods of administrative cooperation</p>	<p>EU、OCT、ACPの2国間累積および全累積</p>
<p>(3) 西バルカン諸国 (アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、セルビア・モンテネグロ)</p>	<p>Council Regulation No. 2007/2000/EC of 18 September 2000 introducing exceptional trade measures for countries and territories participating in or linked to the European Union s</p>	<p>Articles 66 and 98 to 123 of the Customs Implementing Code</p>	<p>2国間累積</p>

<sup>88</sup> OCTは以下の国および地域に関係している。Greenland, New Caledonia and Dependencies, French Polynesia, French Southern and Antarctic Territories, Wallis and Futuna Islands, Mayotte, St Pierre and Miquelon, Aruba, Netherlands Antilles (Bonaire, Curaçao, Saba, Saint Eustatius and Saint Martin (Sint Maarten)), Anguilla, Cayman Islands, Falkland Islands, South Georgia and the South Sandwich Islands, Montserrat, Pitcairn, Saint Helena, Ascension Island & Tristan da Cunha, British Antarctic Territory, British Indian Ocean Territory, Turks and Caicos Islands and British Virgin Islands.

	<p>Stabilisation and Association process, amending Regulation No. 2820/98/EC, and repealing Regulations No. 1763/1999/EC and No. 6/2000/EC, <i>Official Journal</i>, L240 of 23 September 2000, p. 1</p>		
<p>(4) セウタ、メリリャ</p>	<p>Protocol No. 2 to the Act of Accession of Spain of 12 June 1985, <i>Official Journal</i> of 15 November 1985, p. 9</p>	<p>Council Regulation No. 82/2001/EC of 5 December 2000 concerning the definition of the concept of “originating products” and methods of administrative cooperation in trade between the customs territory of the Community and Ceuta and Melilla, <i>Official Journal</i>, L20 of 20 January 2001, p. 1</p>	<p>EUとの2国間累積、EUのパートナー国との多国籍累積または全累積<sup>89</sup></p>

<sup>89</sup> 複数の累積制度を適用することができるEUのパートナー国のリストは、2002年5月4日付けEU官報C108、3ページ参照

表 B 協定による特惠関税制度			
1 国またはグループ	2 法律規定	3 原産地規則	4 累積の種類
(1) EFTA 諸国 (a) スイス	Industrial products: Free Trade Agreement between the European Economic Community and the Swiss Confederation of 22 July 1972, <i>Official Journal</i> , L300 of 31 December 1972, p.189	Protocol No. 3 concerning the definition of the concept of originating products and methods of administrative cooperation	汎欧州多国籍累積 <sup>90</sup>
	Agricultural products: Agreement between the European Community and the Swiss Confederation of 21 June 1999 on trade in	Article 4 of the Agreement on agricultural products (i.e. the rules of Protocol No. 3 to the	汎欧州多国籍累積 <sup>91</sup>

<sup>90</sup> 汎欧州多国籍累積の対象は、EU、ブルガリア、スイス、リヒテンシュタイン、アイスランド、ノルウェー、ルーマニア、トルコを原産地とする商品である（ただし、EC条約別紙1に規定されている農産物を除く）。

<sup>91</sup> 脚注6参照。



	agricultural products, <i>Official Journal</i> , L114 of 30 April 2002, p.132	Free Trade Agreement)	
(b) アイスランド	Free Trade Agreement between the European Economic Community and the Republic of Iceland of 22 July 1972, <i>Official Journal</i> , L301 of 31 December 1972, p. 2	Protocol No. 3 concerning the definition of the concept of originating products and methods of administrative cooperation	汎欧州多国籍累積 <sup>92</sup>
(c) ノルウェー	Free Trade Agreement between the European Economic Community and the Kingdom of Norway of 14 May 1973, <i>Official Journal</i> , L171 of 27 June 1973, p. 2	Protocol No. 3 concerning the definition of the concept of originating products and methods of administrative cooperation	汎欧州多国籍累積 <sup>93</sup>

<sup>92</sup> 脚注 6 参照。

<sup>93</sup> 脚注 6 参照。

<p>(d) 欧州経済領域 (EEA)</p>	<p>Association Agreement on the European Economic Area of 2 May 1992, <i>Official Journal</i>, L1 of 3 January 1994, p. 3</p>	<p>Protocol No. 4 to the EEA Agreement, as replaced by Decision of the EEA Joint Committee No 38/2003 of 14 March 2003 amending Protocol 4 to the Agreement, on rules of origin, <i>Official Journal</i>, L137 of 5 June 2003, p. 46</p>	<p>全累積および汎欧州多国籍累積<sup>94</sup></p>
<p>(2) 東欧諸国 (a) ブルガリア</p>	<p>Europe Agreement of 8 March 1993 establishing an association between the European Communities and their Member States, of the one part, and the Republic of Bulgaria, of the other part, <i>Official Journal</i>, L358 of 31</p>	<p>Protocol No. 4 concerning the definition of the concept of originating products and methods of administrative cooperation, as replaced by Decision No 1/2003 of the EU-Bulgaria Association Council of 4 June 2003, <i>Official Journal</i>, L191 of 30 July 2003, p.</p>	<p>汎欧州多国籍累積<sup>95</sup></p>

<sup>94</sup> 脚注 6 参照。

<sup>95</sup> 脚注 6 参照。

	December 1994, p. 3	1	
(b) ルーマニア	Europe Agreement of 1 March 1993 establishing an association between the European Economic Communities and their Member States, of the one part, and Romania, of the other part, <i>Official Journal</i> , L357 of 31 December 1994, p. 2	Protocol No. 4 concerning the definition of the concept of originating products and methods of administrative cooperation	汎欧州多国籍累積 <sup>96</sup>
(3) 西バルカン諸国 (a) 旧ユーゴスラビア・マケドニア (FYROM)	Agreement in the form of an Exchange of Letters of 9 April 2001 concerning the conclusion of the Stabilisation and Association Agreement between the European	Protocol No. 4 concerning the definition of the concept of “originating products” and methods of administrative cooperation	2 国間累積

<sup>96</sup> 脚注 6 参照。

	<p>Communities and their Member States, of the one part, and the former Yugoslav Republic of Macedonia, of the other part, <i>Official Journal</i>, L84 of 20 March 2004, p. 3 (as amended by the 2004 Accession Protocol)<sup>97</sup></p>		
<p>(b) クロアチア</p>	<p>Stabilisation and Association Agreement of 29 October 2001 between the European Communities and their Member States, of the one part, and the Republic of Croatia, of the other part, <i>Official Journal</i>, L26 of 28 January 2005, p. 3 (as</p>	<p>Protocol No. 4 concerning the definition of the concept of “originating products” and methods of administrative cooperation</p>	<p>2 国間累積</p>

<sup>97</sup> EUおよびEU加盟国と旧ユーゴスラビア・マケドニアとの間の、チェコ、エストニア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロベニア、スロバキアのEU加盟を考慮するための安定化・連合協定のプロトコール。2004年12月29日付けEU官報L388、3ページ参照。

	amended by the 2004 Accession Protocol) <sup>98</sup>		
(4) 地中海諸国 (a) トルコ <sup>99</sup>	Coal and steel products: Agreement of 25 July 1996 between the European Coal and Steel Community and the Republic of Turkey on trade in products covered by the Treaty establishing the European Coal and Steel Community, <i>Official Journal</i> , L227 of 7 September 1996, p. 3  Agricultural products:	Protocol No. 1 on rules of origin	汎欧州多国籍累積 <sup>100</sup>

<sup>98</sup> EUおよびEU加盟国とクロアチアとの間の、チェコ、エストニア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロベニア、スロバキアのEU加盟を考慮するための安定化・連合協定のプロトコール。2005年1月28日付けEU官報L26、222ページ参照。

<sup>99</sup> 関税同盟の範囲外の商品が対象。本文脚注10参照。

<sup>100</sup> 脚注6参照。

	<p>Decision No. 1/98 of the EC-Turkey Association Council of 25 February 1998 on the trade regime for agricultural products, <i>Official Journal</i>, L86 of 20 March 1998, p. 1</p>	<p>Protocol 3 on rules of origin</p>	<p>2 国間累積</p>
<p>(b) アルジェリア</p>	<p>Euro-Mediterranean Agreement of 22 April 2002 establishing an Association between the European Community and its Member States, of the one part, and the People's Democratic Republic of Algeria, of the other part, <i>Official</i></p>	<p>Protocol No. 6 concerning the definition of originating products and methods of administrative cooperation</p>	<p>マグレブ諸国 2 国間累積、多国籍累積および全累積</p>

	<i>Journal</i> , L265 of 10 October 2005, p. 2 <sup>(101)</sup>		
(c) チュニジア	Euro-Mediterranean Agreement of 17 July 1995 establishing an association between the European Communities and their Member States, of the one part, and the Republic of Tunisia, of the other part, <i>Official Journal</i> , L97 of 30 March 1998, p. 2	Protocol No. 4 concerning the definition of originating products and methods of administrative cooperation	マグレブ諸国 2 国間累積、多国籍累積および全累積
(d) モロッコ	Euro-Mediterranean Agreement of 26 February 1996 establishing an association between the European Communities and their Member	Protocol No. 4 concerning the definition of originating products and methods of administrative cooperation	マグレブ諸国 2 国間累積、多国籍累積および全累積

<sup>101</sup> 2005 年 9 月 1 日に、アルジェリアとの連合協定が、EECとアルジェリアとの 1976 年 4 月 26 日付け協力協定（1978 年 9 月 27 日付けEC官報L263、2 ページ）に取って代わった。

	States, of the one part, and the Kingdom of Morocco, of the other part, <i>Official Journal</i> , L70 of 18 March 2000, p. 2		
(e) エジプト	Euro-Mediterranean Agreement of 25 June 2001 establishing an Association between the European Communities and their Member States, of the one part, and the Arab Republic of Egypt, of the other part, <i>Official Journal</i> , L304 of 30 September 2004, p. 39	Protocol No. 4 concerning the definition of the concept of originating products and methods of administrative cooperation	2 国間累積および多国籍累積
(f) シリア	Cooperation Agreement of 18 January 1977 between the European Economic Community and the Syrian Arab Republic,	Protocol No. 2 concerning the definition of the concept of originating products and methods of administrative	2 国間累積



	<i>Official Journal</i> , L269 of 27 September 1978, p. 2 <sup>(102)</sup>	cooperation	
(g) ヨルダン	Euro-Mediterranean Agreement of 24 November 1997 establishing an Association between the European Communities and their Member States, of the one part, and the Hashemite Kingdom of Jordan, of the other part, <i>Official Journal</i> , L129 of 15 May 2002, p. 3	Protocol No. 3 concerning the definition of the concept of 'originating products' and methods of administrative cooperation	2 国間累積
(h) レバノン	Interim Agreement of 17 June 2002 on trade and trade-related matters between the European Community, of the one part, and the Republic of Lebanon,	Protocol No. 4 concerning the definition of the concept of "originating products" and methods of administrative cooperation	2 国間累積および多国籍累積

<sup>102</sup> EUとシリアは、2004年10月19日に新連合協定に関する交渉を終えた。協定は、現在両国の批准手続の段階にある。

	of the other part, <i>Official Journal</i> , L262 of 30 September 2002, p. 2		
(i) イスラエル	Euro-Mediterranean Agreement of 20 November 1995 establishing an association between the European Communities and their Member States, of the one part, and the State of Israel, of the other part, <i>Official Journal</i> , L147 of 21 June 2000, p. 3	Protocol No. 4 concerning the definition of originating products and methods of administrative cooperation	2 国間累積
(j) パレスチナ自治政府	Euro-Mediterranean Interim Association Agreement of 24 February 1997 on trade and cooperation between the European Community, of the one part, and the Palestine Liberation Organization	Protocol No. 3 concerning the definition of the concept of originating products and methods of administrative cooperation	2 国間累積

	(PLO) for the benefit of the Palestinian Authority of the West Bank and the Gaza Strip, of the other part, <i>Official Journal</i> , L187 of 16 July 1997, p. 3		
(5) 他の国々および領域 (a) アンドラ <sup>103</sup>	Agreement in the form of an exchange of letters of 28 June 1990 between the European Economic Community and the Principality of Andorra, <i>Official Journal</i> , L374 of 31 December 1990, p. 14	Appendix concerning the definition of originating products and methods of administrative cooperation	2 国間累積
(b) フェロー諸島/デンマーク	Agreement of 6 December 1996 between the European Community, of the one part,	Protocol No. 3 concerning the definition of the concept of 'originating products` and	2 国間累積

<sup>103</sup> 関税連合の範囲外の農産物が対象。本文脚注 10 参照。

	and the Government of Denmark and the Home Government of the Faroe Islands, of the other part, <i>Official Journal</i> , L53 of 22 February 1997, p. 2	methods of administrative cooperation	
(c) アフリカ・カリブ海・太平洋諸国 (ACP)	Partnership agreement between the members of the African, Caribbean and Pacific Group of States of the one part, and the European Community and its Member States, of the other part, signed in Cotonou on 23 June 2000, <i>Official Journal</i> , L317 of 15 December 2000, p. 3	Annex V, Protocol No. 1 concerning the definition of the concept of “originating products” and methods of administrative cooperation	EU、ACP、OCTの2国間累積および全累積 <sup>104</sup>
(d) 南アフリカ共和国	Agreement of 11 October 1999	Protocol No. 1 concerning the	2国間累積 <sup>106</sup>

<sup>104</sup> 同協定に規定されている南アフリカ共和国との累積はいまだ発効していない。

	on Trade, Development and Cooperation between the European Community and its Member States, of the one part, and the Republic of South Africa, of the other part, <i>Official Journal</i> , L311 of 4 December 1999, p. 3 (provisional application from 1 January 2000) <sup>105</sup>	definition of the concept of “originating products” and methods of administrative cooperation	
(e) メキシコ	Decision No 2/2000 of the EC-Mexico Joint Council of 23 March 2000 on the application of the Partnership Agreement, <i>Official Journal</i> , L157 of 30 June 2000, p. 10.	Annex III concerning the definition of the concept of originating products and methods of administrative cooperation	2 国間累積

<sup>105</sup> EUおよび加盟国と南アフリカ共和国との間の貿易、開発および協力協定の暫定的適用に関する交換書簡の形態による協定(1999年12月4日付けEU官報L311、2ページ)参照。

<sup>106</sup> 同協定に規定されているACP諸国との累積はいまだ発効していない。

	and L245 of 29 September 2000, p. 1		
(f) チリ	Agreement of 18 November 2002 establishing an association between the European Community and its Member States, of the one part, and the Republic of Chile, of the other part, <i>Official Journal</i> , L352 of 30 December 2002, p. 3	Annex III concerning the definition of the concept of originating products and methods of administrative cooperation	2 国間累積

別紙 3          ロシア、ウクライナとのパートナー協力協定（PCA）

	PCA	繊維製品	鉄鋼製品
ロシア	Agreement on partnership and cooperation of 24 June 1994 establishing a partnership between the	Agreement between the European Community and the Russian Federation on trade in textile products (initialled in Brussels on 28 March 1998), <i>Official Journal</i> , L169 of 15 June 1998, p. 2	Agreement between the European Coal and Steel Community and the Government of the Russian Federation on trade in certain steel products of 9 July 2002, <i>Official Journal</i> , L195 of 24 July

	European Communities and their Member States, of one part, and the Russian Federation, of the other part, <i>Official Journal</i> , L327 of 28 November 1997, p. 3		2002, p. 55. その後、 the Agreement between the European Community and the Government of the Russian Federation, <i>Official Journal</i> , L255 of 31 July 2004, p. 33 により改正されている。 2005年および2006年の割当量に関する新協定は2004年12月23日に適用を開始したが、いまだ正式な協定とはなっていない。(Proposal for a Council Decision on the conclusion of an agreement between the European Community and the Russian Federation on trade in certain steel products (COM(2005)129 final)参照)
ウクライナ	Partnership and Cooperation Agreement (PCA) of 14 June 1994 between the European Communities and their Member States, and Ukraine, <i>Official Journal</i> , L49 of 19 February 1998, p. 3	Agreement between the European Economic Community and Ukraine of 5 May 1993 on trade in textile products, <i>Official Journal</i> , L123 of 17 May 1994, p. 718。 その後、 the Agreement in the form of an Exchange of Letters between the European Community and Ukraine, represented by the Government of Ukraine, concerning the extension and amendment of the Agreement between the European Economic Community and Ukraine on trade in	新協定の発効は未定であり、ウクライナからEUへの鉄鋼製品の輸入については Council Regulation (EC) No. 2266/2004 of 20 December 2004 on trade in certain steel products between the Community and Ukraine, <i>Official Journal</i> , L395 of 31 December 2004, p. 20 の適用を受ける。

		textile products of 1993, <i>Official Journal</i> , L65 of 11 March 2005, p. 26 により改正されている。	
--	--	--	--

別紙 4            リストルールの種類と適用例

**最も一般的な作業および加工の種類（リストルール）**

その国で産出された原材料のみを使用することができるとするもの。

一定の分類項目の非原産材料を作業または加工に使用することができるか、または使用することができないとするもの。

特定の作業または加工が必要であるとするもの。

製造段階で一定の割合の付加価値が加えられること、または一定の割合を超えてはならないとするもの。

異なったルールを重畳的に適用するもの。

異なったルールを選択的に適用するもの。



## 一般的なリストルールの例

以下の一覧表は、上記の最も一般的な作業または加工の種類の種類である。

種類	HS 分類項目	商品の説明	原産地資格の要件となる 非原産材料に加えられることが必要な作業または加工	
			(3)	or (4)
a)	第 3 章	魚、甲殻類動物、軟体動物、その他水生無脊椎動物	製造に使用されている本章の全ての原材料が 全て当該国で産出されたこと	
b)	ex 2104	スープおよび出汁およびこれらにより調理された料理	2002 ないし 2005 の調理野菜または保存用野菜を除く分類項目の原材料からの製造	
c)	5905	布壁装材 ゴム、プラスチックその他の原材料が含まれ、またはコーティングされ、またはカバーされ、ラミネートされたもの	糸糸からの製造	
d)	8529	分類項目番号 8525 ~ 8528 の機械の使用にのみ、または主に同目的に使用される部品 ビデオ録画または再生のみ	製造に使用される全ての原材料の価値が、商品の工場渡し価格の 40% を超えないこと	

		たは主に同目的に使用されるもの		
e)	2202	ミネラルウォーター、炭酸水、砂糖などの甘味料が加えられた水、味付けされた水、その他ノンアルコール飲料を含む飲料水。ただし、分類項目番号 2009 の果物ジュース、野菜ジュースを除く。	以下の製造 本商品自体からの製造を除く分類項目の原材料からの製造 製造に使用される第 17 章の全ての原材料の価値が、商品の工場渡し価格の 30% を超えないこと 製造に使用される全ての果物ジュース（パイナップル、ライム、グレープフルーツは除く）が当該国で産出されたものであること	
f)	7013	食卓、台所、トイレ、事務所、室内装飾、またはこれに類似する目的に使用するガラス製品（分類項目番号 7010 または 7018 は除く）	本商品自体からの製造を除く、全ての分類項目の原材料からの製造 または ガラス製品のカット ただし、カットされていない部分のガラス製品の価値が、商品の工場渡し価格の 50% を超えない場合に限る または 手吹きガラス製品の手製の装飾（シルクスクリーン印刷を除く） ただし、手吹きガラス	

			製品の価値が、商品の工場渡し価格の 50% を超えない場合に限る。	
g)	8542	電子集積回路およびマイクロアセンブリー 単一集積回路	以下の製造 使用されている原材料の価値が、商品の工場渡し価格の 40% を超えないこと、および 以上の要件の下、製造に使用されている分類項目番号 8541 および 8542 の全ての原材料の価値が、商品の工場渡し価格の 10% を超えないこと  または  ディフュージョンの作業（この作業により適切なドーパントの選択的導入によって半導体に集積回路が作られる） 第 3 および 4 条に規定されている以外の国で組み立てられ、または/およびテストされたかどうかは問わない。	製造に使用された全ての原材料の価値が、商品の工場渡し価格の 25% を超えないこと

## 別紙 5 累積制度と吸収ルールの適用例

## 1. 累積制度

## a. 一般原則

累積とは、パートナー国 A の原産地とする商品と、他のパートナー国 B を原産地とする商品がある商品の製造に使用した場合にも、その完成品について特恵的地位が付与されることをいう。累積が適用された場合、当該完成品が原産地を取得するためには、パートナー国において行われた原産品への作業または加工が「十分な作業または加工」である必要はない。ただし、最低作業を超えるレベルの作業または加工であることが必要である。

例 1

全ての部分の原産地を EU とする商品がルーマニアに輸送され、ルーマニアで加工された場合、ルーマニアで行われた作業または加工が EU とルーマニア間の最低作業リストに規定されている最低作業の内容を超えるものである場合には、ルーマニアの原産地を取得する。その完成品がルーマニアから EU に輸出された場合には、原産地はルーマニアとして扱われる。

例 2

EU を原産地とする未完成の機械がブルガリアに輸送され、そこで EU とブルガリア間の最低作業リストに規定された最低作業を超える作業または加工が行われた。その後その機械がルーマニアに輸送され、再び最低作業を超える作業または加工が行われ、完成された。この場合、EU から輸出された未完成の機械は、ブルガリアに輸入された時点では EU を原産地とするが、ブルガリアにおける最低作業を超える作業または加工によってブルガリアの原産地を取得し、完成品についてはルーマニアで最低作業を超える作業が行われたことからルーマニアの原産地を取得する。

例 3

エジプトを原産地とする綿織物が EU に輸入されてカットが施され、その後ルーマニアに輸出され、そのカットされた綿織物が縫い合わされて男性用シャツが完成した。HS 分類項目 6205 に規定されている男性用シャツに適用される累積ルールによれば、製造は糸から行わなければならないと規定されているが、上記ケースの場合、エジプトにおいて既に糸か

ら織物に加工されてしまっている。したがって、上記完成品はルーマニアの原産地を取得し、EU とルーマニアとの間の協定による関税の減税または免除を受けることができない。

## 例 4

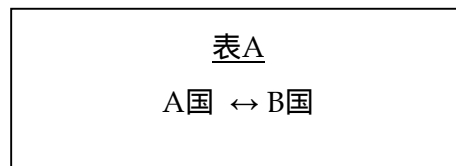
第 8 章の柑橘類が米国から EU に輸入され、分類項目番号 2009 のフルーツジュースに加工された。分類項目番号の変更の要件を充たしており、第 17 章の原材料が商品の工場渡し価格の 30% を超えてはならないとする要件も充たしているとする。

この場合、非原産材料であるフルーツが十分に加工されていることから、フルーツジュースは EU の原産地を取得する。

### b. 2 国間累積

2 国間累積とは、2 つのパートナー国間で適用される累積である。すなわち、パートナー国は他のパートナー国の原産品を、あたかも自国の原産品として扱うことができる。また両国間で取引される商品が原産地を取得するにあたって、1 つのパートナー国で行われた加工と他のパートナー国で行われた加工を加算することができる。

( 矢印は 2 国間の協定を意味する。 )



## 例 1

EU を原産地とするリネン繊維がルーマニアに輸出され、裁断加工されて衣類が製造され、EU に輸出された。この場合、繊維の原産地は EU であるが、EU は 2 地域・国間協定のパートナーであることから、ルーマニアの原産地を取得する。

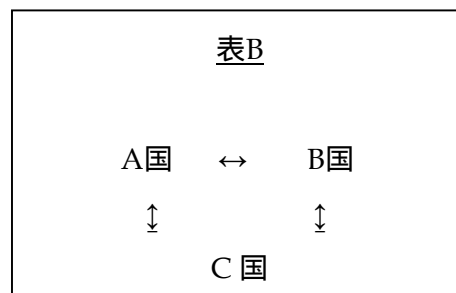
## 例 2

ブルガリアで産出された牛乳がドイツに輸出され、そこでチーズが製造され、ブルガリアに輸出された。この場合、加工過程が全て原産品である牛乳に対して行われていることから、完成品であるチーズには EU の原産地を取得する。

なお、2国間累積により原産地を取得したとしても、2国間累積協定以外の多国籍累積協定の第3のパートナー国との間の取引にあたっては、それぞれの国の原産地を維持することになる点に注意が必要である。(以下 c 多国籍累積参照)

## c. 多国籍累積

多国籍累積とは、2国以上の間で機能する累積制度であり、A、B、Cの3国が相互に非原産品の作業または加工に関する同じ原産地規則を適用しており、その原産地規則が累積制度を適用している場合には、A国は他の2国との間で多国籍累積を適用することができる。例えば、B国およびC国の原産品がA国に輸入されて加工される場合、A国の原産地を取得することができる。B国とC国からの輸入は、それぞれA国とB国、C国との間の2国間協定に基づくものであるが、3国間で同じ原産地規則を適用していることによって、原産地を取得するために全ての原産材料を加算することができるのである(以下の表B参照)。



この表からも明らかなように、3カ国が相互に協定によって結び付いており、各国は他の2カ国との間で同じ原産地規則を適用していなければならない。したがって、A国が他の2カ国との間で同じ原産地規則を適用しているだけでは不十分である。また、多国籍累積の適用を受けるためには、作業または加工はこれらの国の原産品に対して行われなければならない。

### 例1

EUは、エジプト、チュニジア、モロッコとの間でそれぞれ連合協定を締結している。エジプト、チュニジアおよびモロッコは、それぞれの間で同様の累積制度および原産地規則を規定している協定を締結している。したがって、エジプトは、モロッコまたはチュニジアを原産地とする商品を加工してエジプトを原産地とする商品を製造し、EUに輸入することができる。

多国籍累積のもう1つのケースは、A国はB国の原産材料を使用して原産品を製造している。A国で製造された商品はその後C国に輸出され、そこでD国から輸入された原産品を使用して他の商品が製造された場合である。この4カ国がそれぞれ累積制度および同じ原産地規則を定めた協定を締結している場合には、全ての原材料が当該4カ国の原産品であることから、最終の完成品についてC国の原産地を取得する。

## 例2（汎欧州累積制度）

ルーマニアがブルガリアの原産品を使用して原産品を製造した場合、その完成品はルーマニアの原産地を取得する。その後その商品がトルコに輸出され、そこでスイスを原産地とする部品を含む機械に組み込まれた。この場合、全ての部品は汎欧州累積制度の領域内の国を原産地とするものであり、ルーマニアおよびスイスを原産地とする部品には、最低作業を超える作業または加工が行われていることから、トルコで製造された機械には、トルコの原産地を取得する。

### d. 全累積

汎欧州累積制度の下では、全累積はEEA諸国間でのみ適用されることになる。原産地制度の下では、EEAは単一の領域であるとみなされる。全累積とは、EEAの領域内で行われた作業または加工が、最終完成品の原産地を決めるにあたって全て加算される累積制度のことである。全累積においては、原材料がEEA諸国の原産品である必要はないが、原産地を取得するために必要な全ての作業または加工がEEAの領域内において行われることが必要である。

## 例1A

エジプトを原産地とする100%綿糸がポルトガルに輸入され、綿生地が製造された場合、原産地規則によれば生地は繊維から製造することが必要とされていることから、生地についてはポルトガルの原産地を取得することはできない。しかし、この生地がポルトガルからノルウェーに更に輸出され、衣類が製造された場合、EEA内において2つの加工が行われたことによって、ポルトガルで行われた加工がノルウェーにおける加工に加算され、その衣類はノルウェーの原産地を取得することができる。

## 例 1B

エジプトを原産地とする 100%綿糸がルーマニアに輸入され、そこで綿生地が製造された場合、原産地規則によれば生地は繊維から製造することが必要とされていることから、ルーマニアの原産地を取得することはできない。その後この綿生地がブルガリアに輸出され衣類が製造された場合、衣類の原産地規則によれば、糸からの製造が必要とされているため、ブルガリアにも原産地を取得することはできない。もし非原産生地がルーマニアからドイツに輸出されてそこで衣類が製造された場合でも結論は同じである。

## II. 吸収ルール、ロールアップルール

### 例

ブルガリアとの欧州協定により、HS 分類番号 8703 の個人用自動車のリストルールは、「製造に使用される全ての非原産材料の価値が、商品の工場渡し価格の 40%を超えない場合」と規定されている。

ソフィア近郊の自動車工場が部品を組み立てて個人用自動車(V)を製造しているが、その部品は、米国、EU、ブルガリア(それぞれ P1、P2、P3)から輸入されている。ブルガリアの部品(P3)には米国、EU、ブルガリアの原材料(それぞれ M1、M2、M3)が含まれている。完成した自動車(V)はEUに輸出され販売される。自動車Vの価値を100とし、部品P1、P2、P3の価値をそれぞれ35、20、25とし、原材料M1、M2、M3の価値をそれぞれ9、8、4とする。

V(100)  
 P1(35) -非原産品 ( 40%)  
 P2(20) -原産品  
 P3(25) 原産品  
 M1(9) 非原産品 ( 40%)  
 M2(8) 原産品  
 M3(4) -原産品

P3が原産品と決まった時点で、吸収ルールの適用により、M1は原産品に「吸収」され、原産品として

この場合、P1は非原産品であり、P2は2国間累積の適用により原産品と扱われる。<sup>107</sup>

---

<sup>107</sup> 1、b参照。



そのため、Vの組み立てに使用された部品の非原産品の割合が40%を超えるかどうかは、P3の原産地がどこになるかによって異なる。

P3がブルガリアの原産地を取得するためには、同じ40%の付加価値ルールを満たさなければならない。この場合、M1だけが非原産品であるが（M3はブルガリア原産であり、M2も2国間累積の適用によりブルガリア原産とみなされる）M1の価値（9）はP3の価値（25）の40%を下回ることから、P3はブルガリアが原産地であるとみなされる。

そして、吸収ルールが適用されることによりP3の原材料の構成如何にかかわらず、その全体が原産品と扱われることから、非原産品はP1だけとなり、その価値（35）は、自動車Vの工場渡し価格の40%を下回る。したがって、Vはブルガリアの原産地を取得し、関税の減税または免除を受けることができる。

もし吸収ルールがなく、P3の製造に使用される非原産材料（M1）の吸収がなかったとしたら、Vに使用された非原産材料の合計価値はVの工場渡し価格の40%を超えることになり（ $P1(35) + M1(9) = 44$ ）ブルガリアの原産地を取得することはできず、EUへの輸入にあたり10%の最恵国関税が賦課されることになる。

## 別紙6 GSP対象国リスト<sup>108</sup>

United Arab Emirates	Algeria	Sri Lanka	Santa Helena
Afghanistan	Ecuador	Liberia	Sierra Leone
Antigua and Barbuda	Egypt	Lesotho	Senegal
Anguilla	Eritrea	Libyan Arab Jamahiriya	Somalia
Armenia	Ethiopia	Morocco	São Tomé and Príncipe
Netherlands Antilles	Falklands Islands	Moldova, Republic of	El Salvador
Angola	Micronesia, Federated States of	Madagascar	Syrian Arab Republic
Antarctica	Gabon	Marshall Islands	

<sup>108</sup> 欧州理事会規則 980/2005 号別紙 1 参照。

Argentina	Grenada	Mali	Swaziland
American Samoa	Georgia	Myanmar	Turks and Caicos
Aruba	Ghana	Mongolia	Islands
Azerbaijan	Gibraltar	Macao	Chad
Barbados	Greenland	Northern Mariana	French Southern
Bangladesh	Gambia	Islands	territories
Burkina Faso	Guinea	Mauritania	Togo
Bahrain	Equatorial Guinea	Montserrat	Thailand
Burundi	South Georgia and	Mauritius	Tajikistan
Benin	South Sandwich	Maldives	Tokelau
Bermuda	Islands	Malawi	Timor-Leste
Brunei Darussalam	Guatemala	Mexico	Turkmenistan
Bolivia	Guam	Malaysia	Tunisia
Brazil	Guinea-Bissau	Mozambique	Tonga
Bahamas	Guyana	Namibia	Trinidad and Tobago
Bhutan	Heard Island and	New Caledonia	Tuvalu
Bouvet Island	McDonald Islands	Niger	Tanzania (United
Botswana	Honduras	Norfolk Island	Republic of)
Belarus	Haiti	Nigeria	Ukraine
Belize	Indonesia	Nicaragua	Uganda
Cocos Islands (or	India	Nepal	United States Minor
Keeling Islands)	British Indian	Nauru	outlying islands
Congo, Democratic	Ocean Territory	Niue Island	Uruguay
Republic of	Iraq	Oman	Uzbekistan
Central African	Iran, Islamic	Panama	St Vincent and the
Republic	Republic of	Peru	Grenadines
Congo	Jamaica	French Polynesia	Venezuela
Côte d'Ivoire	Jordan	Papua New Guinea	Virgin Islands
Cook Islands	Kenya	Philippines	(British)
Chile	Kyrgyzstan	Pakistan	Virgin Islands
Cameroon	Cambodia	St Pierre and	(USA)

China, People's Republic of	Kiribati	Miquelon	Vietnam
Colombia	Comoros	Pitcairn	Vanuatu
Costa Rica	St Kitts and Nevis	Palau	Wallis and Futuna
Cuba	Kuwait	Paraguay	Samoa
Cape Verde	Cayman Islands	Qatar	Yemen
Christmas Islands	Kazakhstan	Russian Federation	Mayotte
Djibouti	Lao People's Democratic Republic	Rwanda	South Africa
Dominica	Lebanon	Saudi Arabia	Zambia
Dominican Republic	St Lucia	Solomon Islands	Zimbabwe
		Seychelles	
		Sudan	

別紙7 後発開発途上国 EBA 対象国リスト

Afghanistan	Solomon Islands	Mali
Gambia	Burundi	Uganda
Rwanda	Lesotho	Congo (Democratic Republic)
Angola	Somalia	Mauritania
Guinea	Cambodia	Vanuatu
Sao Tome e Principe	Liberia	Djibouti
Bangladesh	Sudan	Mozambique
Guinea Bissau	Cape Verde	Yemen
Samoa	Madagascar	Equatorial Guinea
Benin	Tanzania	Myanmar(*)
Haiti	Central African Republic	Zambia
Senegal	Malawi	Eritrea
Bhutan	Togo	Nepal
Kiribati	Chad	Ethiopia
Sierra Leone	Maldives	Niger
Burkina Faso	Tuvalu	
Lao PDR	Comoros	

(\*) なお、ミャンマーへの特惠関税の適用は一時停止されている。

## 別紙 8 GSP プラスの要件

I. GSP プラスが適用されるために批准などを要する国際条約（欧州理事会規則 980/2005 号別紙 3 参照）

A. 中核となる人権および労働者の権利に関する国連および ILO の条約（GSP プラスの適用を受けるためには、全ての条約が批准され、効果的に実施されていなければならない。）

International Covenant on Civil and Political Rights;

International Covenant on Economic Social and Cultural Rights;

International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination;

Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women;

Convention Against Torture and other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment;

Convention on the Rights of the Child;

Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide;

Minimum Age for Admission to Employment (N° 138);

Prohibition and Immediate Action for the Elimination of the Worst Forms of Child Labour (N° 182);

Abolition of Forced Labour Convention (N° 105);

Forced Compulsory Labour Convention (N° 29);

Equal Remuneration of Men and Women Workers for Work of Equal Value Convention (N° 100);

Discrimination in Respect of Employment and Occupation Convention (N° 111);

Freedom of Association and Protection of the Right to Organise Convention (N° 87);

Application of the Principles of the Right to Organise and to Bargain Collectively Convention (N° 98);

International Convention on the Suppression and Punishment of the Crime of Apartheid.

B. 環境保護などに関する条約（7 つの条約につき批准され、効果的に実施されなければならない、全ての条約につき 2009 年までに批准され実施されなければならない。）

Montreal Protocol on Substances that deplete the Ozone Layer;

Basel Convention on the Control of Transboundary Movements of Hazardous Wastes and

Their Disposal;  
 Stockholm Convention on persistent Organic Pollutants;  
 Convention on International Trade in Endangered Species;  
 Convention on Biological Diversity;  
 Cartagena Protocol on Biosafety;  
 Kyoto Protocol to the UN Framework Convention on Climate Change;  
 UN Single Convention on Narcotic Drugs (1961);  
 UN Convention on Psychotropic Substances (1971);  
 UN Convention against Illicit Traffic in Narcotic Drugs and Psychotropic Substances (1988);  
 Mexico UN Convention Against Corruption.

**別紙 9            GSP の卒業制度**

**. GSP の卒業の適用を受ける対象国と商品**

以下の表は、現在卒業制度の適用を受けている対象国と商品の項目である。<sup>109</sup>

GSP 対象国	卒業の適用を受ける商品の項目
ブラジル	Section IV. Prepared foodstuffs; beverages, spirits and vinegar; tobacco and manufactured tobacco substitutes.  Section IX. Wood and articles of wood; wood charcoal; cork and articles of cork; manufactures of straw, of esparto or of other plaiting materials; basketware and wickerwork.
中国	Section VI. Products of the chemical or allied industries.  Section VII. Plastics and articles thereof; rubber and articles thereof.

<sup>109</sup> 欧州理事会規則 980/2005 号別紙 1 参照

Section VIII. Raw hides and skins, leather, furskins and articles thereof; saddlery and harness; travel goods, handbags and similar containers; articles of animal gut (other than silkworm gut).

Section IX. Wood and articles of wood; wood charcoal; cork and articles of cork; manufactures of straw, of esparto or of other plaiting materials; basketware and wickerwork.

Section X. Pulp of wood or of other fibrous cellulosic material; recovered (waste and scarp) paper or paperboard; paper and paperboard and articles thereof.

Section XI(a). Textiles

Section XI(b). Textile articles.

Section XII. Footwear, headgear, umbrellas, sun umbrellas, walking sticks, seat-sticks, whips, riding-crops and parts thereof; prepared feathers and articles made therewith; artificial flowers; articles of human hair.

Section XIII. Articles of stone, plaster, cement, asbestos, mica or similar materials; ceramic products; glass and glassware.

Section XIV. Natural or cultured pearls, precious or semi-precious stones, precious metals, metals clad with precious metal, and articles thereof; imitation jewellery; coins.

Section XV. Base metals and articles of base metal.

Section XVI Machinery and mechanical appliances; electrical equipment; parts thereof; sound recorders and reproducers, television image and sound recorders

	<p>and reproducers, and parts and accessories of such articles.</p> <p>Section XVII. Vehicles, aircraft, vessels and associated transport equipment.</p> <p>Section XVIII. Optical, photographic, cinematographic, measuring, checking, precision, medical or surgical instruments and apparatus; clocks and watches; musical instruments; parts and accessories thereof.</p> <p>Section XX. Miscellaneous manufactured articles.</p>
アルジェリア	Section V. Mineral products.
インドネシア	<p>Section III. Animal or vegetable fats and oils and their cleavage products; prepared edible fats; animal or vegetable waxes.</p> <p>Section IX. Wood and articles of wood; wood charcoal; cork and articles of cork; manufactures of straw, of esparto or of other plaiting materials; basketware and wickerwork.</p>
インド	<p>Section XI(a). Textiles;</p> <p>Section XIV. Natural or cultured pearls, precious or semi-precious stones, precious metals, metals clad with precious metal, and articles thereof; imitation jewellery; coins.</p>
マレーシア	Section III. Animal or vegetable fats and oils and their cleavage products; prepared edible fats; animal or vegetable waxes.
ロシア	<p>Section VI. Products of the chemical or allied industries.</p> <p>Section X. Pulp of wood or of other fibrous cellulosic material; recovered (waste and scarp) paper or paperboard; paper and paperboard and articles thereof.</p> <p>Section XV. Base metals and articles of base metal.</p>
タイ	Section XIV. Natural or cultured pearls, precious or semi-precious stones, precious metals, metals clad with precious metal, and articles thereof; imitation

	jewellery; coins.
	Section XVII. Vehicles, aircraft, vessels and associated transport equipment.
南アフリカ共和国	Section XVII. Vehicles, aircraft, vessels and associated transport equipment.

・ 2005年12月31日までの卒業の条件（欧州理事会規則 2501/2001号）

**A. 発展指数**

発展指数とは、対象国の産業の発展レベルを表すものである。同指数は、以下の公式によって対象国とEUのレベルを比較する。

$$\{\log[Y_i/Y_{ec}] + \log[X_i/X_{ec}]\} / 2$$

$Y_i$  = 対象国の国民1人あたりの国民総生産

$Y_{ec}$  = EUの国民1人あたりの国民総生産

$X_i$  = 対象国で製造した輸出品の価値

$X_{ec}$  = EUで製造した輸出品の価値

**B. 専門化指数**

専門化指数とは当該部門の重要性を表すものであり、ここでは対象国からEUへの輸入品の部門の重要性を表す。

同指数は、特惠関税協定の適用を受けるかどうかを問わず、当該部門の全ての商品の全ての国からの輸入品に占める、当該国からの輸入品の割合、および全ての国からの全ての輸入品に占める、当該国からの輸入品の割合を基準にする。

発展指数	専門化指数の要件
$x < -1,00$	100%
$-1,00 > x > -1,23$	150%
$-1,23 > x > -1,70$	500%
$-1,70 > x > -2,00$	700%



## C. 情報源

国民1人あたりの収入に関する統計情報は、世界銀行の世界開発報告書により、輸出製造品については国連 COMTRADE 統計、EU の輸入品については COMTEXT 統計による。

### 別紙 10 GSPにおける最低作業リスト<sup>110</sup>

- (a) 運送および保管中に良好な状態を維持するための保存措置
- (b) 包装の分解および組み立て
- (c) 洗浄、清掃、埃・酸化物・油・塗装またはその他の被覆の除去
- (d) 繊維製品のアイロンがけまたはプレス
- (e) 単純な塗装および研磨作業
- (f) 穀物および米の脱穀、一部または全部の製粉、脱穀およびつや出し
- (g) 砂糖の色付け、角砂糖への加工、一部または全部の砂糖の製粉
- (h) 果物、ナッツ、野菜の皮むき、種および殻取り
- (i) 研磨、単純なすりつぶし、または単純な切断
- (j) 選別、スクリーニング、選り分け、分類、格付け、調合（商品のセットの仕上げを含む）
- (k) 瓶・缶・枠型・袋・ケース・箱詰め、カード・板への固定、その他全ての単純な包装作業
- (l) マーク、ラベル、ロゴ、その他商品またはパッケージへの識別印の貼り付けまたは印刷
- (m) 混合物の構成商品が、対象国またはEUの原産品であるための要件を充たしていない場合における、商品の単純な混合。その商品が異なる種類のものかどうかを問わない。
- (n) 完成品の製作のための単純な部品の組み立てまたは部品への分解
- (o) (a) ないし (n) に記載されている複数の作業の組み合わせ
- (p) 動物の解体

---

<sup>110</sup> EC関税コードを規定する欧州理事会規則 2913/92 号の施行規則を定める 1993 年 7 月 2 日付け欧州委員会規則 2454/93 号 (ICC) (1993 年 10 月 11 日付けEU官報 L253、1 ページ) 70 条 1 項。その後、2003 年 5 月 21 日付け欧州委員会規則 (2003 年 5 月 29 日付けEU官報 L134、1 ページ) により改正。

## 別紙 11 連合（欧州・地中海）協定における最低作業<sup>111</sup>

- (a) 運送および保管中に良好な状態を維持するための保存措置（換気、展開、乾燥、冷蔵、塩・二酸化硫黄・その他水溶液につける、毀損部分の除去、その他類似の作業）
- (b) 埃の除去、選別、スクリーニング、選り分け、分類、調合（商品のセットの仕上げを含む）、洗浄、塗装、切断
- (c) (i) 包装の変更および分解、組み立て  
(ii) ボトル・缶・枠型、袋・ケース・箱詰め、カード・板などへの固定、その他全ての単純なパッケージ作業
- (d) マーク、ラベル、その他商品または包装への識別印の貼り付け
- (e) 混合物の構成商品が、対象国・地域（シリア、イスラエル、ヨルダン、パレスチナ自治政府、レバノン、エジプト、モロッコ、チュニジア、アルジェリア）または EU の原産品であるためのプロトコールに規定された要件を充たしていない場合における、商品の単純な混合。その商品が異なる種類かどうかを問わない。
- (f) 完成品の製作のための単純な部品の組み立てまたは部品への分解
- (g) (a) ないし (f) に記載されている複数の作業の組み合わせ
- (h) 動物の解体

## 別紙 12 EU とメキシコ、EU とチリ間の最低作業リスト

### .EU とメキシコ<sup>112</sup>

- (a) 運送および保管中に良好な状態を維持するための保存措置（換気、展開、乾燥、冷凍、冷蔵、塩または二酸化硫黄その他水溶液につける、毀損部分の除去、その他類似の作業）
- (b) 物質的にその商品の性質を変化させない水その他の物質への溶解

---

<sup>111</sup> 各自由貿易協定の原産地プロトコール第 3 条（シリア）、第 6 条（イスラエル、ヨルダン、パレスチナ自治政府）、第 7 条（レバノン、エジプト）、第 8 条（モロッコ、チュニジア、アルジェリア）を参照。

<sup>112</sup> パートナーシップ協定の適用に関する 2000 年 3 月 23 日の EU・メキシコ共同理事会における 2/2000 号決定別紙 3 第 6 条

- (c) 埃の除去、選別、スクリーニング、選り分け、分類、調合（品物のセットの仕上げを含む）、洗浄、塗装、殻取り、種取り、粒の除去、切断などから構成される単純作業
- (d) (1)包装の変更および分解、組み立て
  - (2)瓶・缶・枠型・袋・ケース・箱詰め、カードまたは板などへの固定、その他全ての単純な包装作業
- (e) マーク、ラベル、その他商品または包装への識別印の貼り付け
- (f) 清掃、酸化物・油・塗装またはその他の被覆の除去を含む洗浄、
- (g) 混合物の構成商品の1つが、メキシコまたはEUの原産品であるための付録2に規定された要件を充たしていない場合における、商品の単純な混合。その商品が異なる種類かどうかを問わない。
- (h) 完成品の製作のための単純な部品の組み立てまたは部品への分解
- (i) (a) ないし (h)に記載されている複数の作業の組み合わせ
- (j) 動物の解体

## ・EUとチリ<sup>113</sup>

- (a) 運送および保管中に良好な状態を維持するための保存措置
- (b) 包装の解体および組み立て
- (c) 洗浄、清掃、埃・酸化物・油・塗装またはその他の被覆の除去
- (d) 繊維製品のアイロンがけまたはプレス
- (e) 単純な塗装および研磨作業
- (f) 穀物および米の脱穀、一部または全部の漂白、脱穀およびつや出し
- (g) 砂糖の色付け、角砂糖への加工
- (h) 果物、ナッツ、野菜の皮むき、種および殻取り
- (i) 研磨、単純なすりつぶしまたは単純な切断
- (j) 選別、スクリーニング、選り分け、分類、格付け、調合（品物のセットの仕上げを含む）
- (k) 瓶・缶・枠型・袋・ケース・箱詰め、カード・板への固定、その他全ての単純な包装作業
- (l) マーク、ラベル、ロゴ、その他商品または包装への識別印の貼付または印刷
- (m) 商品の単純な混合。その商品が異なる種類かどうかを問わない。

---

<sup>113</sup> EU・チリ連合協定別紙3第6条

- (n) 完成品の製作のための単純な部品の組み立てまたは部品への分解
- (o) 荷積み容易にすることだけを目的とする作業
- (p) (a) ないし (o) に記載されている複数の作業の組み合わせ
- (q) 動物の解体